

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年5月25日提出
【計算期間】	第15特定期間(自 2019年8月27日至 2020年2月26日)
【ファンド名】	エマージング社債オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり エマージング社債オープン（毎月決算型）為替ヘッジなし
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンド 2,000億円です。

＊委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

＜各ファンド＞

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海 外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債 券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

＜為替ヘッジあり＞

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産（投資信託 証券（債券 社債）） 資産複合	年１回	グローバル	ファミリーファンド	あり (フルヘッ ジ)
	年２回	日本		
	年４回	北米		
	年６回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	日々	オセアニア		
	その他	中南米		
		アフリカ		
		中近東（中東）		
		エマージング		

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

<為替ヘッジなし>

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産（投資信託 証券（債券 社債）） 資産複合	年１回	グローバル	ファミリーファンド	あり
	年２回	日本		
	年４回	北米		
	年６回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	日々	オセアニア		
	その他	中南米		
		アフリカ		
		中近東（中東）		
		エマージング		

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 （投資信託証券 （債券 社債））	投資信託証券を通じて、主として債券（社債 ^{*1} ）に投資する。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

エマージング	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則 ^{*2} 」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうちフルヘッジを行うものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

※1 社債・・・・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

※2 一般社団法人投資信託協会が定める規則です。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色1

エマージング・カントリー（新興国）の企業が発行する米ドル建の社債を主要投資対象とします。

◆各ファンドは、エマージング・コーポレート・ボンド・ファンド(USD)*¹（以下、「ECBF」ということがあります。）への投資を通じて、主として新興国*²の企業*³が発行する米ドル建の社債に投資を行います。

なお、ECBFにおいて、一部、新興国の企業が発行する現地通貨建*⁴の社債、米ドル建および現地通貨建*⁴の新興国の国債にも投資する場合があります。

各ファンドは、マネー・プール マザーファンドへの投資も行います。

*¹ ECBFは、米ドル建のケイマン籍投資信託証券で、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド（以下「ティー・ロウ・プライス」ということがあります。）が運用を行います。

*² J.P. Morgan CEMBI BroadおよびJ.P. Morgan EMBI Global の採用国を参考に、ティー・ロウ・プライスが「新興国」と定義した国をいいます。

*³ 新興国の企業とは、新興国に所在地のある企業、または新興国で事業活動の多くを行っているティー・ロウ・プライスが判断した企業をいいます。企業には、政府が出資する法人等を含み、社債(CoCos*を含みます。)には、当該法人等が発行する債券および政府が保証する債券を含みます。

*CoCosについては投資リスク「CoCos固有のリスク」をご参照ください。

*⁴ 一部ユーロ建の債券に投資を行う場合があります、これも現地通貨建に含めます。

ECBFの主な運用方針

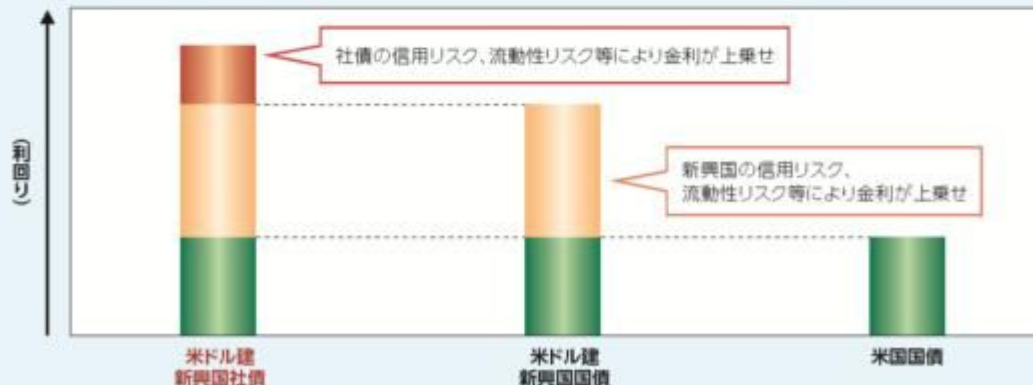
- 主として新興国の企業が発行する米ドル建の社債に投資を行います。なお、一部、新興国の企業が発行する現地通貨建の社債、米ドル建および現地通貨建の新興国の国債にも投資する場合があります。
- ECBFは、J.P. Morgan CEMBI Broad Diversifiedをベンチマークとして運用を行います。

◆新興国の企業の社債に投資することにより、相対的に高い利回りが期待されます。

一般的に新興国の債券は格付け*¹が低く、先進国の債券と比較して高い利回りとなる傾向があります。

したがって、相対的に高い投資収益率が期待できる反面、デフォルト*²が生じるリスクも高いと考えられます。

米ドル建の新興国債券の利回りイメージ図



※上記の図は一般的な米ドル建の新興国債券の利回りを説明するイメージ図であり、上記の図のような利回りとならないことがあります。



*¹ 【格付け】 債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定の通り返済される確実性の程度を評価したものを用います。格付機関が、債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

*² 【デフォルト】 投資した債券の元本やその利子の一部または全部が回収できない、もしくは遅延すること。

特色2

「為替ヘッジあり」および「為替ヘッジなし」の計2本のファンドで構成されています。

- ◆「為替ヘッジあり」は、外貨建資産(ECBF)について、原則として対円で為替ヘッジ(米ドル売り/円買い)を行い、為替変動リスクの低減をはかります。為替ヘッジは、委託会社が行います。

※実質外貨建資産^{*1}については、一部、米ドル以外の現地通貨建の債券に投資する場合があるため、完全に為替変動リスクを排除することはできません。

- ◆「為替ヘッジなし」は、外貨建資産(ECBF)について、原則として為替ヘッジを行いません。

※販売会社によっては、各ファンド間でスイッチング^{*2}の取扱いを行う場合があります。

■ 為替相場の変動による影響等

	円高/米ドル安の場合	円安/米ドル高の場合
為替ヘッジあり	- 為替変動リスクの低減がはかれる。(為替差損を低減することができる。) - 円金利が米ドル金利より低い場合、円と米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかる[*]。	- 為替差益が得られない。 - 円金利が米ドル金利より低い場合、円と米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかる[*]。
為替ヘッジなし	為替差損を被る。	為替差益が得られる。

※ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。



*1 【実質外貨建資産】 ECBFが組入れている実質的な投資対象となる社債および国債の外貨建資産をいいます。

*2 【スイッチング】 各ファンドを換金した受取金額をもって当該換金の請求日に別の各ファンドの購入の申込みを行うことをいいます。

投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆毎月26日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



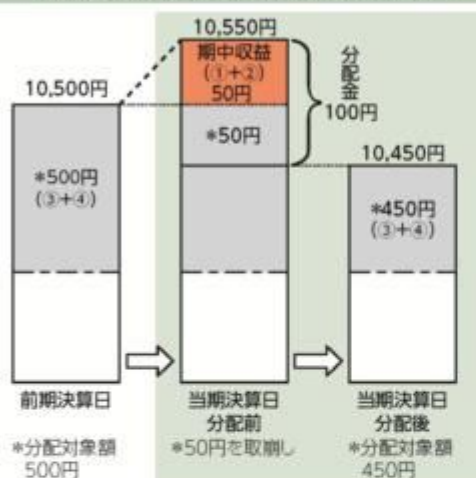
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

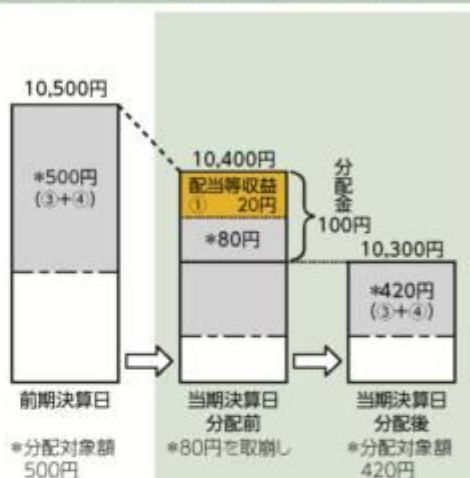
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



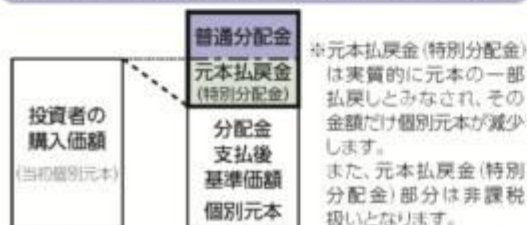
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

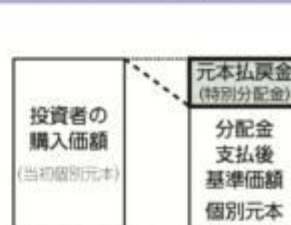
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



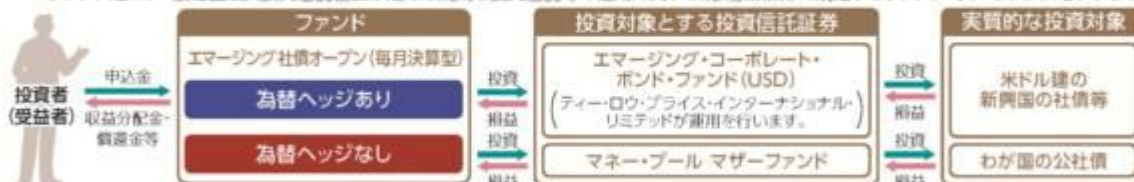
普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ ファンドのしくみ

- ◆ファンド・オブ・ファンズ方式*により運用を行います。

*ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人投資信託協会が定める規則(「投資信託等の運用に関する規則」第2条)に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。



※当ファンドおよびマネー・プール・マザーファンドは三菱UFJ国際投信が運用を行います。

※上記の各ファンド間でスイッチングが可能です。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

■ 主な投資制限

投資信託証券への投資

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

使用している指数(J.P. Morgan CEMBI Broad, J.P. Morgan EMBI GlobalおよびJ.P. Morgan CEMBI Broad Diversified)について:
情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものです。J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は
許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。
Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

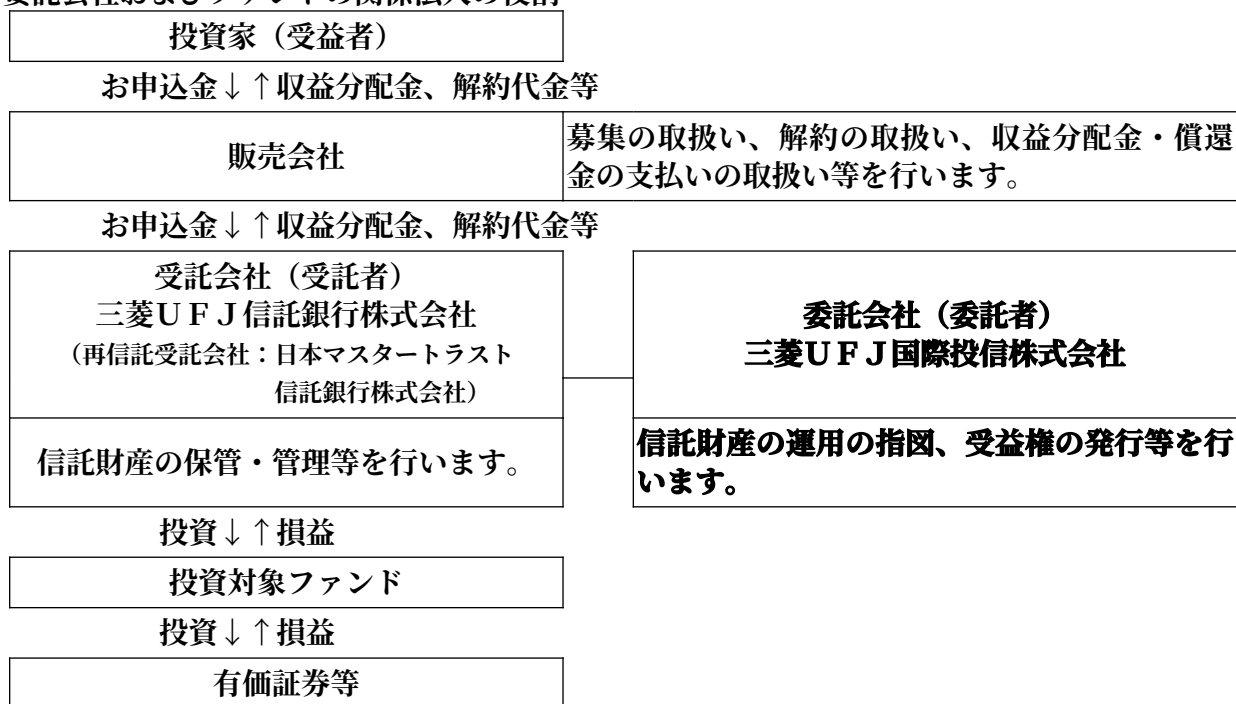
（２）【ファンドの沿革】

2012年9月28日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から
三菱UFJ国際投信株式会社に承継

（３）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2020年2月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革

1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 投資態度

為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
a. 主として、米ドル建の外国投資信託であるエマージング・コーポレート・ボンド・ファンド（USD）の受益証券への投資を通じ、エマージング・カンントリー（以下、「新興国」といいます。）の企業が発行する米ドル建の社債を実質的な主要投資対象とします。なお、当該外国投資信託において、一部、新興国の企業が発行する現地通貨建（この投資信託においてユーロ建も含みます。以下同じ。）の社債、米ドル建および現地通貨建の新興国の国債にも投資を行うことがあります。 ＊ 企業には、政府が出資する法人等を含み、社債には、当該法人等が発行する債券および政府が保証する債券を含みます。 また、マネー・プール マザーファンド受益証券へも投資を行います。	
b. 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。	b. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
c. 実質的な投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向、資金動向および残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。	

※ ファンドの運用方針の達成のため、投資先ファンドの具体的な投資先を重視し、「エマージング・コーポレート・ボンド・ファンド（USD）」を選定し、また、余裕資金の運用のため、投資対象の流動性を重視し「マネー・プール マザーファンド」を選定しました。

③ 運用の形態等

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

（2）【投資対象】

投資信託証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. 約束手形
- c. 金銭債権

② 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、米ドル建の外国投資信託であるエマージング・コーポレート・ボンド・ファンド(USD)の受益証券のほか、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- b. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. およびb. の証券または証書の性質を有するもの
- d. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- a. の証券およびc. の証券または証書のうちa. の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形

④ 特別な場合の金融商品による運用

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③のa. からd. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)各ファンドが投資対象とする投資信託の概要

名称	エマージング・コーポレート・ボンド・ファンド（USD）
形態等	ケイマン籍／外国投資信託受益証券／米ドル建
目的及び基本的性格	安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資の基本方針	主としてエマージング・カントリー（新興国）^{*1}の企業^{*2}が発行する米ドル建の社債に投資を行います。 なお、一部、新興国の企業が発行する現地通貨建^{*3}の社債、米ドル建および現地通貨建^{*3}の新興国の国債にも投資する場合があります。 ※1 J.P. Morgan CEMBI BroadおよびJ.P. Morgan EMBI Globalの採用国を参考に、投資顧問会社が「新興国」と定義した国をいいます。 ※2 エマージング・カントリー（新興国）の企業とは、新興国に所在地のある企業、または新興国で事業活動の多くを行っている投資顧問会社が判断した企業をいいます。企業には、政府が出資する法人等を含み、社債（C o C o s[*]を含みます）には、当該法人等が発行する債券および政府が保証する債券を含みます。 ※C o C o sについては投資リスク「C o C o s固有のリスク」をご参照ください。 ※3 一部ユーロ建の債券に投資を行う場合があります、これも現地通貨建に含めます。
運用方針	1. 主として新興国の企業が発行する米ドル建の社債に投資を行います。 なお、一部、新興国の企業が発行する現地通貨建の社債、米ドル建および現地通貨建の新興国の国債にも投資する場合があります。 ・ J.P. Morgan CEMBI Broad Diversifiedをベンチマークとして運用を行います。 ・ ベンチマークの採用銘柄の発行体が発行する社債への投資割合は、原則として純資産総額の50%以上とします。 ・ 業種別の投資割合は、原則としてベンチマークの業種別構成比の±20%以内とします。 ・ 米ドル以外の現地通貨建の債券への投資割合は、原則として純資産総額の10%以内とします。 ・ 新興国国債への投資割合は、原則として純資産総額の15%以内とします。 ・ 同一発行体の社債への投資割合は、原則として純資産総額の5%以内とします。 ・ 個別銘柄の投資にあたっては、取得時においてS&P社、Moody's社、Fitch社による格付け（3社の格付けが異なる場合は高い方の格付け）がBBB格相当以上のものを投資適格債券、BB格相当以下のものをハイ・イールド債券とします。ただし、S&P社、Moody's社、Fitch社のいずれも無格付けの場合には、投資顧問会社が判断した格付けを付与します。 ・ ハイ・イールド債券への投資割合は、原則として純資産総額の50%未満とします。 ・ 無格付けの債券への投資割合は、原則として純資産総額の15%以内とします。 ・ デフォルト債には、原則として投資を行いません。ただし、保有している債券がデフォルトとなった場合には、継続して保有することができます。その場合の投資割合は、原則として純資産総額の10%以内とします。 2. 投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

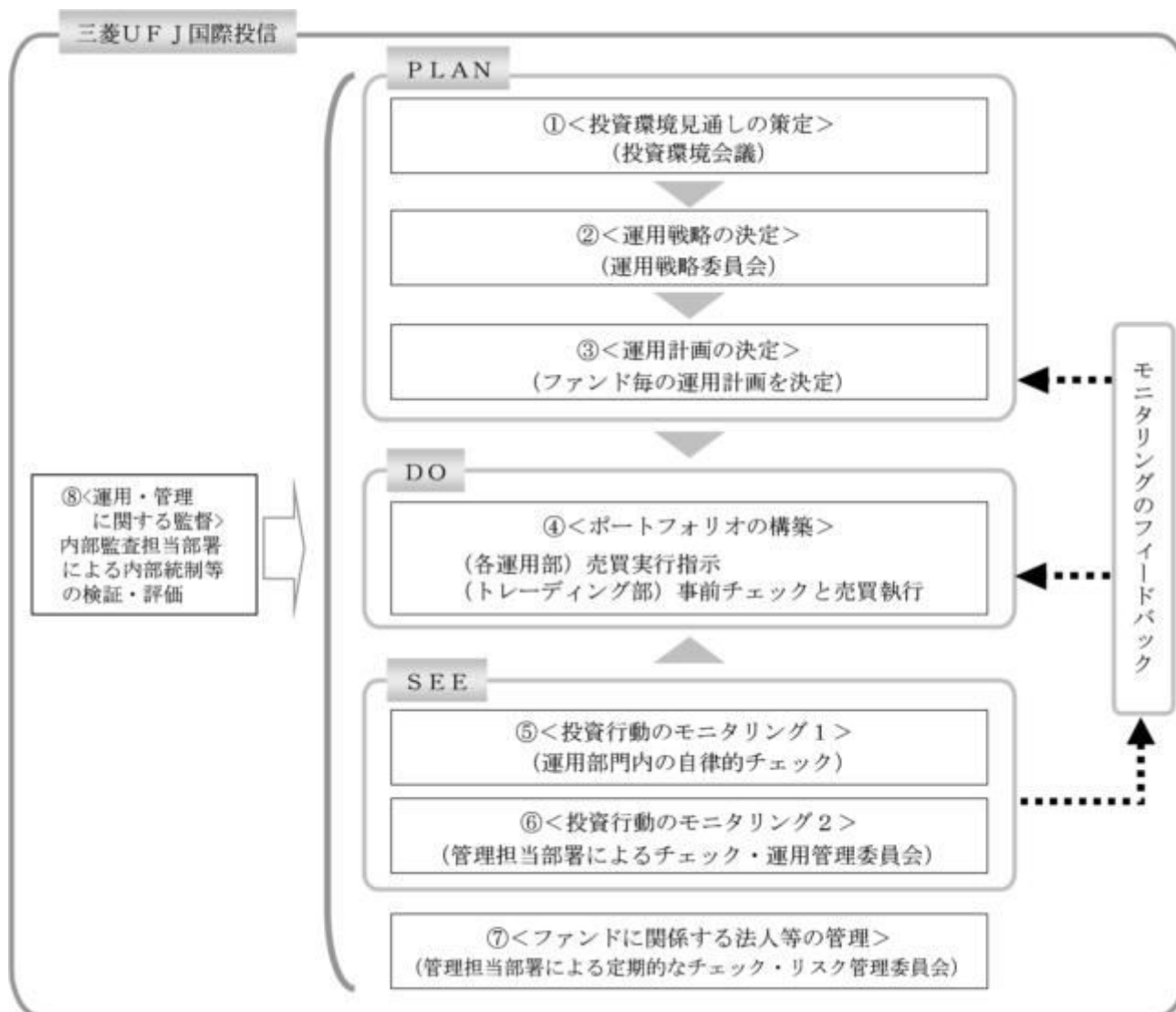
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド (T. Rowe Price International Limited)
信託期限	無期限
設定日	2012年9月28日
会計年度末	毎年3月末
収益分配	原則として、毎月分配を行います。
信託（管理）報酬	純資産総額に対して年率0.66%程度 （運用報酬：年率0.57%、管理費用：年率0.09%程度） ※上記の信託（管理）報酬の他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、ファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等も投資信託の信託財産から支弁されます。
申込手数料	ありません。

「ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド」について
 ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド（以下「TRPI」）（所在地：英国ロンドン）は、米国ティー・ロウ・プライス・グループの運用会社です。
 同グループは1937年に設立され、グローバルに資産運用業務を行っております。
 TRPIの親会社であるティー・ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、S&P500インデックスの採用銘柄です。
 TRPIは、グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

名称	マネー・プール マザーファンド
形態等	適格機関投資家私募
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	① わが国の公社債に投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。 ② わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。 (ア) A-2格相当以上の短期信用格付 (イ) A格相当以上の長期信用格付 (ウ) 信用格付がない場合、委託会社が上記（ア）、（イ）と同等の信用力を有すると判断したもの ③ 投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとします。 ④ 投資するわが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券は、純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を組入れの上限とします。ただし、2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断した有価証券においてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を組入れの上限とします。 ⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・外貨建資産への投資は行いません。
申込手数料	ありません。
信託報酬	かかりません。

信託期限	無期限
設定日	2009年9月29日
決算日	1月14日および7月14日（休業日の場合は、翌営業日）
主な関係法人	・委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社 ・受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

（３）【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿って

るかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎月26日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第1期の決算日は2012年12月26日とします。

a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

② 収益分配金の交付

a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

③ 収益の分配方式

a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費

税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

① 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

③ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

④ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

⑤ 公社債の借入れ

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b. 当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑥ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

⑦ 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

⑧ 資金の借入れ

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入

金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑨ 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

① 為替変動リスク

＜為替ヘッジあり＞

主に米ドル建の外国投資信託に投資しますので、為替変動リスクが生じます。米ドル建資産（外国投資信託）については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、設定や解約等の資金動向、為替ヘッジのタイミングおよび範囲、ならびに市況動向等の要因により、完全に為替変動リスクを排除することはできません。なお、当該外国投資信託は、米ドル建の債券のほか、一部、現地通貨建の債券に投資する場合があるため、米ドルと現地通貨との為替変動の影響を受けることがあります。

また、円金利が米ドル金利より低い場合、円と米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

＜為替ヘッジなし＞

主に米ドル建の外国投資信託に投資しますので、米ドルが円に対して強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。なお、当該外国投資信託は、米ドル建の債券のほか、一部、現地通貨建の債券に投資する場合があるため、現地通貨の為替変動の影響を受けることがあります。

② 金利変動リスク

実質的に投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。ファンドは、主に米ドル建の債券に実質的な投資を行うため、米国金利の変動の影響を受けます。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債

券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

③ 信用リスク（デフォルト・リスク）

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。また、実質的に投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

一般的に、新興国の債券は、先進国の債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

④ C o C o s 固有のリスク

ファンドの実質的な投資対象に含まれるC o C o sは、発行体が破綻する前において2つの偶発条件（①発行体の自己資本比率が一定水準を下回った場合、②発行体が実質破綻^{*}となった場合）の少なくともいずれかに該当した場合、元本削減や普通株へ転換されるトリガー条項^{**}が実質的に付されたものをいいます。

＊ 実質破綻とは、金融当局等から元本の削減または公的機関の資金援助がなければ存続できないと認定されること等をいいます。

＊＊トリガー条項の具体的な内容は、各国の規制や発行体の業種等により異なることがあります。

元本が削減される場合（全損となることもあります。）や普通株に転換され価値が元本を下回る場合、ファンドの基準価額が下落することがあります。

C o C o sにかかる法制度の変更等があった場合には、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

⑤ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

⑥ カントリー・リスク

債券の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

a. 先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。

b. 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。

c. 海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。

d. 先進国とは市場慣習や情報開示に係る制度等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

⑦ カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

⑧ その他の主な留意点

- a. 主要投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなった場合には、繰上償還されます。また、各ファンドについて、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合または各ファンドの受益権の総口数を合計した口数が20億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- c. 各ファンドの信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はい行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
- d. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

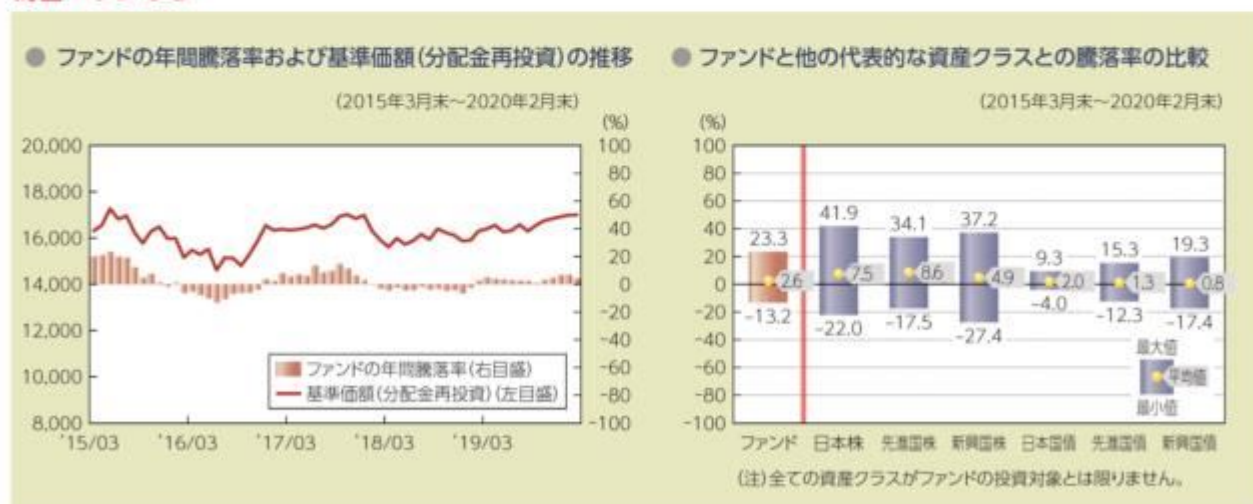
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

為替ヘッジあり



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

為替ヘッジなし



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%が差引かれます。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

- ① a. 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.1660%（税抜1.0600%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

② 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.4300%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.6000%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.0300%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※ 上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

③ 前記のほかに各ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託（管理）報酬等がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率^{*}は、年率1.8260%程度（税込）（年率1.7200%程度（税抜））です。

※ 前記の実質的な信託報酬率は、投資対象とする「エマージング・コーポレート・ボンド・ファンド（USD）」における信託（管理）報酬率（運用報酬：年率0.57%、管理費用：年率0.09%程度）を含めた実質的な報酬率を算出したものです。ただし、管理費用には下限の金額が設定されており、投資信託証券の純資産総額等によっては、上記の実質的な信託報酬率を超える場合があります。

前記のほか、投資対象とする投資信託証券における、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、投資信託証券のファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等も投資対象とする投資信託の信託財産から支弁されます。

なお、マネー・プール マザーファンドには、信託報酬はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

- ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・ 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・ 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回って

いる場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
 なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2020年2月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
 ※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【エマージング社債オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり】

（１）【投資状況】

令和 2年 2月28日現在
 （単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	549,047,689	96.42
親投資信託受益証券	日本	100,090	0.02
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	20,306,693	3.56
純資産総額		569,454,472	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年 2月28日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
アメリカ	投資信託受益証券	エマージング・コーポレート・ボンド・ファンド（USD）	604,936,289	0.91	552,887,182	0.90	549,047,689	96.42
日本	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,682	1.0041	100,090	1.0041	100,090	0.02

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年 2月28日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	96.42
親投資信託受益証券	0.02
合計	96.43

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年2月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（平成24年12月26日）	7,656,433,411	7,678,959,057	10,197	10,227
第2計算期間末日（平成25年 1月28日）	7,920,809,698	7,943,891,453	10,295	10,325
第3計算期間末日（平成25年 2月26日）	7,831,185,176	7,854,175,474	10,219	10,249
第4計算期間末日（平成25年 3月26日）	7,687,850,781	7,710,426,262	10,216	10,246
第5計算期間末日（平成25年 4月26日）	7,638,764,901	7,661,003,918	10,305	10,335
第6計算期間末日（平成25年 5月27日）	7,386,062,708	7,407,699,320	10,241	10,271
第7計算期間末日（平成25年 6月26日）	6,770,919,262	6,792,291,524	9,504	9,534
第8計算期間末日（平成25年 7月26日）	6,787,971,253	6,808,899,851	9,730	9,760
第9計算期間末日（平成25年 8月26日）	6,503,418,794	6,523,994,978	9,482	9,512
第10計算期間末日（平成25年 9月26日）	6,437,246,624	6,457,407,342	9,579	9,609
第11計算期間末日（平成25年10月28日）	5,721,172,122	5,738,730,172	9,775	9,805
第12計算期間末日（平成25年11月26日）	4,759,590,290	4,774,319,924	9,694	9,724
第13計算期間末日（平成25年12月26日）	3,992,007,310	4,004,383,087	9,677	9,707
第14計算期間末日（平成26年 1月27日）	3,612,142,984	3,623,330,276	9,686	9,716
第15計算期間末日（平成26年 2月26日）	3,235,152,339	3,245,090,585	9,766	9,796
第16計算期間末日（平成26年 3月26日）	2,696,179,535	2,704,475,205	9,750	9,780

第17計算期間末日	(平成26年 4月28日)	2,422,488,466	2,429,821,706	9,910	9,940
第18計算期間末日	(平成26年 5月26日)	2,173,430,857	2,179,883,641	10,105	10,135
第19計算期間末日	(平成26年 6月26日)	1,912,847,863	1,918,470,260	10,207	10,237
第20計算期間末日	(平成26年 7月28日)	1,677,972,457	1,682,909,398	10,196	10,226
第21計算期間末日	(平成26年 8月26日)	1,596,463,131	1,601,156,738	10,204	10,234
第22計算期間末日	(平成26年 9月26日)	1,527,540,235	1,532,061,770	10,135	10,165
第23計算期間末日	(平成26年10月27日)	1,438,168,892	1,442,444,961	10,090	10,120
第24計算期間末日	(平成26年11月26日)	1,314,744,490	1,318,662,663	10,067	10,097
第25計算期間末日	(平成26年12月26日)	1,252,526,010	1,256,355,367	9,813	9,843
第26計算期間末日	(平成27年 1月26日)	1,223,255,502	1,227,028,311	9,727	9,757
第27計算期間末日	(平成27年 2月26日)	1,180,482,502	1,184,095,339	9,802	9,832
第28計算期間末日	(平成27年 3月26日)	1,173,486,728	1,177,083,300	9,788	9,818
第29計算期間末日	(平成27年 4月27日)	1,186,259,560	1,189,821,984	9,990	10,020
第30計算期間末日	(平成27年 5月26日)	1,182,609,680	1,186,150,170	10,021	10,051
第31計算期間末日	(平成27年 6月26日)	1,148,212,680	1,151,707,433	9,857	9,887
第32計算期間末日	(平成27年 7月27日)	1,133,451,997	1,136,931,588	9,772	9,802
第33計算期間末日	(平成27年 8月26日)	1,084,936,873	1,088,379,811	9,454	9,484
第34計算期間末日	(平成27年 9月28日)	1,015,737,888	1,018,975,528	9,412	9,442
第35計算期間末日	(平成27年10月26日)	1,008,552,406	1,011,732,448	9,515	9,545
第36計算期間末日	(平成27年11月26日)	989,618,592	992,762,939	9,442	9,472
第37計算期間末日	(平成27年12月28日)	956,626,262	959,722,200	9,270	9,300
第38計算期間末日	(平成28年 1月26日)	929,124,990	932,162,414	9,177	9,207
第39計算期間末日	(平成28年 2月26日)	914,345,814	917,310,628	9,252	9,282
第40計算期間末日	(平成28年 3月28日)	923,959,795	926,895,143	9,443	9,473
第41計算期間末日	(平成28年 4月26日)	921,753,411	924,647,483	9,555	9,585
第42計算期間末日	(平成28年 5月26日)	921,821,056	924,715,211	9,555	9,585
第43計算期間末日	(平成28年 6月27日)	919,999,123	922,872,407	9,606	9,636
第44計算期間末日	(平成28年 7月26日)	914,081,053	916,880,799	9,795	9,825
第45計算期間末日	(平成28年 8月26日)	905,832,949	908,588,352	9,862	9,892
第46計算期間末日	(平成28年 9月26日)	885,155,543	887,858,374	9,825	9,855
第47計算期間末日	(平成28年10月26日)	850,009,014	852,615,517	9,783	9,813
第48計算期間末日	(平成28年11月28日)	796,993,881	799,544,548	9,374	9,404
第49計算期間末日	(平成28年12月26日)	795,164,427	797,703,141	9,396	9,426
第50計算期間末日	(平成29年 1月26日)	786,551,527	789,050,650	9,442	9,472
第51計算期間末日	(平成29年 2月27日)	795,048,100	797,545,740	9,550	9,580
第52計算期間末日	(平成29年 3月27日)	771,956,205	774,394,045	9,500	9,530
第53計算期間末日	(平成29年 4月26日)	773,977,159	776,404,701	9,565	9,595
第54計算期間末日	(平成29年 5月26日)	774,019,477	776,440,779	9,590	9,620
第55計算期間末日	(平成29年 6月26日)	766,462,596	768,866,587	9,565	9,595
第56計算期間末日	(平成29年 7月26日)	758,095,390	760,479,231	9,540	9,570
第57計算期間末日	(平成29年 8月28日)	752,194,953	754,552,934	9,570	9,600
第58計算期間末日	(平成29年 9月26日)	751,335,747	753,690,508	9,572	9,602

第59計算期間末日	（平成29年10月26日）	747,130,849	749,484,322	9,524	9,554
第60計算期間末日	（平成29年11月27日）	740,050,416	742,395,776	9,466	9,496
第61計算期間末日	（平成29年12月26日）	736,415,948	738,756,662	9,438	9,468
第62計算期間末日	（平成30年 1月26日）	725,778,085	728,101,284	9,372	9,402
第63計算期間末日	（平成30年 2月26日）	711,383,110	713,706,385	9,186	9,216
第64計算期間末日	（平成30年 3月26日）	691,846,637	694,138,857	9,055	9,085
第65計算期間末日	（平成30年 4月26日）	681,145,317	683,421,467	8,978	9,008
第66計算期間末日	（平成30年 5月28日）	671,251,266	673,528,649	8,842	8,872
第67計算期間末日	（平成30年 6月26日）	660,911,897	663,178,565	8,747	8,777
第68計算期間末日	（平成30年 7月26日）	661,682,800	663,945,062	8,775	8,805
第69計算期間末日	（平成30年 8月27日）	643,391,697	645,622,006	8,654	8,684
第70計算期間末日	（平成30年 9月26日）	638,643,997	640,870,314	8,606	8,636
第71計算期間末日	（平成30年10月26日）	641,420,065	643,672,842	8,542	8,572
第72計算期間末日	（平成30年11月26日）	629,851,289	632,097,035	8,414	8,444
第73計算期間末日	（平成30年12月26日）	620,312,848	622,527,185	8,404	8,434
第74計算期間末日	（平成31年 1月28日）	628,907,948	631,125,346	8,509	8,539
第75計算期間末日	（平成31年 2月26日）	620,001,656	622,182,071	8,531	8,561
第76計算期間末日	（平成31年 3月26日）	617,000,996	619,168,449	8,540	8,570
第77計算期間末日	（平成31年 4月26日）	610,522,929	612,677,576	8,501	8,531
第78計算期間末日	（令和 1年 5月27日）	607,959,852	610,110,387	8,481	8,511
第79計算期間末日	（令和 1年 6月26日）	612,279,209	614,422,014	8,572	8,602
第80計算期間末日	（令和 1年 7月26日）	664,386,013	666,705,488	8,593	8,623
第81計算期間末日	（令和 1年 8月26日）	663,048,082	665,371,735	8,560	8,590
第82計算期間末日	（令和 1年 9月26日）	605,986,246	608,115,545	8,538	8,568
第83計算期間末日	（令和 1年10月28日）	592,042,078	594,123,834	8,532	8,562
第84計算期間末日	（令和 1年11月26日）	588,185,247	590,267,133	8,476	8,506
第85計算期間末日	（令和 1年12月26日）	583,577,029	585,643,409	8,472	8,502
第86計算期間末日	（令和 2年 1月27日）	581,446,555	583,501,955	8,487	8,517
第87計算期間末日	（令和 2年 2月26日）	573,302,599	575,327,689	8,493	8,523
平成31年 2月末日		620,505,623	—	8,537	—
3月末日		612,523,315	—	8,528	—
4月末日		610,522,929	—	8,501	—
令和 1年 5月末日		608,287,358	—	8,485	—
6月末日		667,057,724	—	8,584	—
7月末日		664,517,659	—	8,596	—
8月末日		662,125,524	—	8,570	—
9月末日		605,571,498	—	8,538	—
10月末日		591,558,644	—	8,525	—
11月末日		588,300,353	—	8,477	—
12月末日		583,477,504	—	8,471	—
令和 2年 1月末日		573,470,144	—	8,496	—
2月末日		569,454,472	—	8,436	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	30円
第2計算期間	30円
第3計算期間	30円
第4計算期間	30円
第5計算期間	30円
第6計算期間	30円
第7計算期間	30円
第8計算期間	30円
第9計算期間	30円
第10計算期間	30円
第11計算期間	30円
第12計算期間	30円
第13計算期間	30円
第14計算期間	30円
第15計算期間	30円
第16計算期間	30円
第17計算期間	30円
第18計算期間	30円
第19計算期間	30円
第20計算期間	30円
第21計算期間	30円
第22計算期間	30円
第23計算期間	30円
第24計算期間	30円
第25計算期間	30円
第26計算期間	30円
第27計算期間	30円
第28計算期間	30円
第29計算期間	30円
第30計算期間	30円
第31計算期間	30円
第32計算期間	30円
第33計算期間	30円
第34計算期間	30円
第35計算期間	30円
第36計算期間	30円
第37計算期間	30円
第38計算期間	30円

第39計算期間	30円
第40計算期間	30円
第41計算期間	30円
第42計算期間	30円
第43計算期間	30円
第44計算期間	30円
第45計算期間	30円
第46計算期間	30円
第47計算期間	30円
第48計算期間	30円
第49計算期間	30円
第50計算期間	30円
第51計算期間	30円
第52計算期間	30円
第53計算期間	30円
第54計算期間	30円
第55計算期間	30円
第56計算期間	30円
第57計算期間	30円
第58計算期間	30円
第59計算期間	30円
第60計算期間	30円
第61計算期間	30円
第62計算期間	30円
第63計算期間	30円
第64計算期間	30円
第65計算期間	30円
第66計算期間	30円
第67計算期間	30円
第68計算期間	30円
第69計算期間	30円
第70計算期間	30円
第71計算期間	30円
第72計算期間	30円
第73計算期間	30円
第74計算期間	30円
第75計算期間	30円
第76計算期間	30円
第77計算期間	30円
第78計算期間	30円
第79計算期間	30円
第80計算期間	30円

第81計算期間	30円
第82計算期間	30円
第83計算期間	30円
第84計算期間	30円
第85計算期間	30円
第86計算期間	30円
第87計算期間	30円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	2.27
第2計算期間	1.25
第3計算期間	△0.44
第4計算期間	0.26
第5計算期間	1.16
第6計算期間	△0.32
第7計算期間	△6.90
第8計算期間	2.69
第9計算期間	△2.24
第10計算期間	1.33
第11計算期間	2.35
第12計算期間	△0.52
第13計算期間	0.13
第14計算期間	0.40
第15計算期間	1.13
第16計算期間	0.14
第17計算期間	1.94
第18計算期間	2.27
第19計算期間	1.30
第20計算期間	0.18
第21計算期間	0.37
第22計算期間	△0.38
第23計算期間	△0.14
第24計算期間	0.06
第25計算期間	△2.22
第26計算期間	△0.57
第27計算期間	1.07
第28計算期間	0.16
第29計算期間	2.37
第30計算期間	0.61

第31計算期間	△1.33
第32計算期間	△0.55
第33計算期間	△2.94
第34計算期間	△0.12
第35計算期間	1.41
第36計算期間	△0.45
第37計算期間	△1.50
第38計算期間	△0.67
第39計算期間	1.14
第40計算期間	2.38
第41計算期間	1.50
第42計算期間	0.31
第43計算期間	0.84
第44計算期間	2.27
第45計算期間	0.99
第46計算期間	△0.07
第47計算期間	△0.12
第48計算期間	△3.87
第49計算期間	0.55
第50計算期間	0.80
第51計算期間	1.46
第52計算期間	△0.20
第53計算期間	1.00
第54計算期間	0.57
第55計算期間	0.05
第56計算期間	0.05
第57計算期間	0.62
第58計算期間	0.33
第59計算期間	△0.18
第60計算期間	△0.29
第61計算期間	0.02
第62計算期間	△0.38
第63計算期間	△1.66
第64計算期間	△1.09
第65計算期間	△0.51
第66計算期間	△1.18
第67計算期間	△0.73
第68計算期間	0.66
第69計算期間	△1.03
第70計算期間	△0.20
第71計算期間	△0.39
第72計算期間	△1.14

第73計算期間	0.23
第74計算期間	1.60
第75計算期間	0.61
第76計算期間	0.45
第77計算期間	△0.10
第78計算期間	0.11
第79計算期間	1.42
第80計算期間	0.59
第81計算期間	△0.03
第82計算期間	0.09
第83計算期間	0.28
第84計算期間	△0.30
第85計算期間	0.30
第86計算期間	0.53
第87計算期間	0.42

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	7,527,549,259	19,000,328	7,508,548,931
第2計算期間	299,740,331	114,370,665	7,693,918,597
第3計算期間	95,162,252	125,647,999	7,663,432,850
第4計算期間	31,534,788	169,807,162	7,525,160,476
第5計算期間	86,695,401	198,850,040	7,413,005,837
第6計算期間	55,642,399	256,444,184	7,212,204,052
第7計算期間	30,129,864	118,246,369	7,124,087,547
第8計算期間	8,265,148	156,153,153	6,976,199,542
第9計算期間	1,838,630	119,309,987	6,858,728,185
第10計算期間	240,784	138,729,406	6,720,239,563
第11計算期間	1,138,920	868,694,862	5,852,683,621
第12計算期間	207,099	943,012,406	4,909,878,314
第13計算期間	129,160	784,748,228	4,125,259,246
第14計算期間	142,928	396,304,665	3,729,097,509
第15計算期間	140,720	416,489,507	3,312,748,722
第16計算期間	108,175	547,633,552	2,765,223,345
第17計算期間	116,953	320,926,685	2,444,413,613
第18計算期間	83,357	293,568,831	2,150,928,139
第19計算期間	52,961	276,848,530	1,874,132,570
第20計算期間	52,361	228,537,752	1,645,647,179
第21計算期間	51,603	81,162,857	1,564,535,925

第22計算期間	45,365	57,402,743	1,507,178,547
第23計算期間	50,590	81,872,713	1,425,356,424
第24計算期間	61,339	119,360,024	1,306,057,739
第25計算期間	52,034	29,657,364	1,276,452,409
第26計算期間	56,525	18,905,717	1,257,603,217
第27計算期間	66,435	53,390,522	1,204,279,130
第28計算期間	49,223	5,470,738	1,198,857,615
第29計算期間	49,398	11,432,266	1,187,474,747
第30計算期間	7,895,592	15,206,953	1,180,163,386
第31計算期間	2,012,885	17,258,590	1,164,917,681
第32計算期間	536,802	5,590,552	1,159,863,931
第33計算期間	47,207	12,265,124	1,147,646,014
第34計算期間	432,102	68,864,546	1,079,213,570
第35計算期間	263,181	19,462,698	1,060,014,053
第36計算期間	60,031	11,958,336	1,048,115,748
第37計算期間	91,466	16,227,849	1,031,979,365
第38計算期間	62,111	19,566,726	1,012,474,750
第39計算期間	61,888	24,265,236	988,271,402
第40計算期間	35,466	9,857,221	978,449,647
第41計算期間	34,864	13,793,596	964,690,915
第42計算期間	27,596	—	964,718,511
第43計算期間	27,665	6,984,557	957,761,619
第44計算期間	27,580	24,540,294	933,248,905
第45計算期間	18,878	14,800,000	918,467,783
第46計算期間	527,056	18,050,881	900,943,958
第47計算期間	18,912	32,128,216	868,834,654
第48計算期間	19,037	18,631,326	850,222,365
第49計算期間	24,838	4,008,954	846,238,249
第50計算期間	24,856	13,221,826	833,041,279
第51計算期間	726,941	1,221,523	832,546,697
第52計算期間	19,639	19,952,900	812,613,436
第53計算期間	19,758	3,452,207	809,180,987
第54計算期間	19,680	2,100,000	807,100,667
第55計算期間	29,739	5,800,000	801,330,406
第56計算期間	19,776	6,736,259	794,613,923
第57計算期間	29,982	8,650,000	785,993,905
第58計算期間	20,052	1,093,396	784,920,561
第59計算期間	20,517	450,000	784,491,078
第60計算期間	21,247	2,725,570	781,786,755
第61計算期間	40,197	1,588,815	780,238,137
第62計算期間	21,276	5,859,580	774,399,833
第63計算期間	25,405	—	774,425,238

第64計算期間	26,004	10,377,849	764,073,393
第65計算期間	26,463	5,382,907	758,716,949
第66計算期間	2,702,803	2,291,992	759,127,760
第67計算期間	28,388	3,600,000	755,556,148
第68計算期間	31,505	1,500,000	754,087,653
第69計算期間	28,793	10,680,000	743,436,446
第70計算期間	259,397	1,590,000	742,105,843
第71計算期間	11,320,025	2,500,000	750,925,868
第72計算期間	29,875	2,373,655	748,582,088
第73計算期間	30,422	10,500,000	738,112,510
第74計算期間	5,705,603	4,685,390	739,132,723
第75計算期間	30,291	12,357,708	726,805,306
第76計算期間	29,058	4,350,000	722,484,364
第77計算期間	31,400	4,300,000	718,215,764
第78計算期間	29,480	1,400,000	716,845,244
第79計算期間	31,824	2,608,707	714,268,361
第80計算期間	62,846,802	3,956,541	773,158,622
第81計算期間	1,494,848	102,295	774,551,175
第82計算期間	31,618	64,816,238	709,766,555
第83計算期間	43,172	15,890,821	693,918,906
第84計算期間	43,350	—	693,962,256
第85計算期間	43,804	5,212,525	688,793,535
第86計算期間	39,967	3,700,000	685,133,502
第87計算期間	46,782	10,150,000	675,030,284

【エマージング社債オープン（毎月決算型）為替ヘッジなし】

（１）【投資状況】

令和 2年 2月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	133,369,330	98.24
親投資信託受益証券	日本	100,090	0.07
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	2,284,421	1.69
純資産総額		135,753,841	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 2年 2月28日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資信託受益 証券	エマージング・コーポレート・ボ ンド・ファンド（ＵＳＤ）	146,945,247	0.91	134,301,983	0.90	133,369,330	98.24
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	99,682	1.0041	100,090	1.0041	100,090	0.07

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年 2月28日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.24
親投資信託受益証券	0.07
合計	98.32

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年2月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（平成24年12月26日）	1,523,288,722	1,528,765,440	11,126	11,166
第2計算期間末日（平成25年 1月28日）	1,410,499,526	1,415,218,698	11,955	11,995
第3計算期間末日（平成25年 2月26日）	1,204,151,872	1,208,136,587	12,088	12,128
第4計算期間末日（平成25年 3月26日）	1,022,063,808	1,025,399,101	12,258	12,298
第5計算期間末日（平成25年 4月26日）	757,613,100	759,938,426	13,032	13,072
第6計算期間末日（平成25年 5月27日）	726,750,909	728,957,596	13,174	13,214
第7計算期間末日（平成25年 6月26日）	546,694,548	548,532,108	11,900	11,940

第8計算期間末日	（平成25年 7月26日）	480,003,770	481,560,681	12,332	12,372
第9計算期間末日	（平成25年 8月26日）	351,803,704	352,978,976	11,974	12,014
第10計算期間末日	（平成25年 9月26日）	279,373,962	280,300,213	12,065	12,105
第11計算期間末日	（平成25年10月28日）	264,342,313	265,207,598	12,220	12,260
第12計算期間末日	（平成25年11月26日）	242,695,175	243,466,740	12,582	12,622
第13計算期間末日	（平成25年12月26日）	235,209,997	235,936,127	12,957	12,997
第14計算期間末日	（平成26年 1月27日）	227,022,955	227,740,028	12,664	12,704
第15計算期間末日	（平成26年 2月26日）	225,644,089	226,352,216	12,746	12,786
第16計算期間末日	（平成26年 3月26日）	212,415,694	213,082,708	12,738	12,778
第17計算期間末日	（平成26年 4月28日）	205,015,515	205,650,471	12,915	12,955
第18計算期間末日	（平成26年 5月26日）	202,255,337	202,870,545	13,150	13,190
第19計算期間末日	（平成26年 6月26日）	185,300,468	185,859,912	13,249	13,289
第20計算期間末日	（平成26年 7月28日）	182,833,818	183,386,097	13,242	13,282
第21計算期間末日	（平成26年 8月26日）	187,191,550	187,744,666	13,537	13,577
第22計算期間末日	（平成26年 9月26日）	190,942,739	191,488,141	14,004	14,044
第23計算期間末日	（平成26年10月27日）	172,580,786	173,078,289	13,876	13,916
第24計算期間末日	（平成26年11月26日）	186,126,911	186,621,346	15,058	15,098
第25計算期間末日	（平成26年12月26日）	186,429,708	186,927,490	14,981	15,021
第26計算期間末日	（平成27年 1月26日）	181,183,334	181,681,726	14,541	14,581
第27計算期間末日	（平成27年 2月26日）	184,965,689	185,464,666	14,828	14,868
第28計算期間末日	（平成27年 3月26日）	188,976,059	189,484,766	14,859	14,899
第29計算期間末日	（平成27年 4月27日）	192,652,009	193,161,478	15,126	15,166
第30計算期間末日	（平成27年 5月26日）	198,068,006	198,578,226	15,528	15,568
第31計算期間末日	（平成27年 6月26日）	197,973,800	198,484,794	15,497	15,537
第32計算期間末日	（平成27年 7月27日）	196,073,561	196,582,988	15,396	15,436
第33計算期間末日	（平成27年 8月26日）	183,131,149	183,641,321	14,358	14,398
第34計算期間末日	（平成27年 9月28日）	183,263,266	183,770,381	14,455	14,495
第35計算期間末日	（平成27年10月26日）	186,856,951	187,364,865	14,716	14,756
第36計算期間末日	（平成27年11月26日）	186,834,459	187,339,921	14,785	14,825
第37計算期間末日	（平成27年12月28日）	178,488,646	178,988,382	14,287	14,327
第38計算期間末日	（平成28年 1月26日）	168,471,110	168,956,198	13,892	13,932
第39計算期間末日	（平成28年 2月26日）	162,575,737	163,060,050	13,427	13,467
第40計算期間末日	（平成28年 3月28日）	167,031,265	167,516,502	13,769	13,809
第41計算期間末日	（平成28年 4月26日）	166,024,200	166,510,342	13,661	13,701
第42計算期間末日	（平成28年 5月26日）	164,452,952	164,940,006	13,506	13,546
第43計算期間末日	（平成28年 6月27日）	154,916,941	155,404,319	12,714	12,754
第44計算期間末日	（平成28年 7月26日）	154,839,333	155,303,690	13,338	13,378
第45計算期間末日	（平成28年 8月26日）	148,769,855	149,231,598	12,888	12,928
第46計算期間末日	（平成28年 9月26日）	148,990,992	149,453,697	12,880	12,920
第47計算期間末日	（平成28年10月26日）	153,820,528	154,284,277	13,268	13,308
第48計算期間末日	（平成28年11月28日）	159,238,077	159,702,776	13,707	13,747
第49計算期間末日	（平成28年12月26日）	166,579,376	167,044,334	14,331	14,371

第50計算期間末日	（平成29年 1月26日）	162,666,621	163,132,419	13,969	14,009
第51計算期間末日	（平成29年 2月27日）	163,584,626	164,051,275	14,022	14,062
第52計算期間末日	（平成29年 3月27日）	160,776,468	161,243,968	13,756	13,796
第53計算期間末日	（平成29年 4月26日）	163,786,410	164,254,857	13,985	14,025
第54計算期間末日	（平成29年 5月26日）	165,407,841	165,877,185	14,097	14,137
第55計算期間末日	（平成29年 6月26日）	164,767,671	165,237,868	14,017	14,057
第56計算期間末日	（平成29年 7月26日）	165,346,198	165,815,745	14,086	14,126
第57計算期間末日	（平成29年 8月28日）	162,373,866	162,844,240	13,808	13,848
第58計算期間末日	（平成29年 9月26日）	165,800,991	166,270,211	14,134	14,174
第59計算期間末日	（平成29年10月26日）	168,514,404	168,984,454	14,340	14,380
第60計算期間末日	（平成29年11月27日）	165,328,582	165,799,454	14,044	14,084
第61計算期間末日	（平成29年12月26日）	167,775,386	168,247,096	14,227	14,267
第62計算期間末日	（平成30年 1月26日）	162,400,581	162,873,400	13,739	13,779
第63計算期間末日	（平成30年 2月26日）	155,670,814	156,144,494	13,146	13,186
第64計算期間末日	（平成30年 3月26日）	151,313,515	151,788,101	12,753	12,793
第65計算期間末日	（平成30年 4月26日）	156,888,227	157,363,744	13,197	13,237
第66計算期間末日	（平成30年 5月28日）	155,135,538	155,611,289	13,043	13,083
第67計算期間末日	（平成30年 6月26日）	154,163,769	154,640,434	12,937	12,977
第68計算期間末日	（平成30年 7月26日）	156,803,469	157,280,750	13,141	13,181
第69計算期間末日	（平成30年 8月27日）	155,941,091	156,419,285	13,044	13,084
第70計算期間末日	（平成30年 9月26日）	150,177,996	150,633,099	13,199	13,239
第71計算期間末日	（平成30年10月26日）	147,851,974	148,304,001	13,083	13,123
第72計算期間末日	（平成30年11月26日）	147,038,956	147,491,895	12,985	13,025
第73計算期間末日	（平成30年12月26日）	144,448,517	144,901,842	12,746	12,786
第74計算期間末日	（平成31年 1月28日）	145,310,469	145,764,736	12,795	12,835
第75計算期間末日	（平成31年 2月26日）	148,522,075	148,977,289	13,051	13,091
第76計算期間末日	（平成31年 3月26日）	148,317,135	148,773,280	13,006	13,046
第77計算期間末日	（平成31年 4月26日）	150,452,230	150,909,312	13,166	13,206
第78計算期間末日	（令和 1年 5月27日）	147,833,266	148,291,276	12,911	12,951
第79計算期間末日	（令和 1年 6月26日）	147,258,793	147,717,715	12,835	12,875
第80計算期間末日	（令和 1年 7月26日）	150,177,833	150,637,724	13,062	13,102
第81計算期間末日	（令和 1年 8月26日）	129,593,349	130,003,977	12,624	12,664
第82計算期間末日	（令和 1年 9月26日）	133,002,026	133,413,517	12,929	12,969
第83計算期間末日	（令和 1年10月28日）	134,757,691	135,169,869	13,078	13,118
第84計算期間末日	（令和 1年11月26日）	133,981,184	134,391,858	13,050	13,090
第85計算期間末日	（令和 1年12月26日）	135,002,188	135,413,682	13,123	13,163
第86計算期間末日	（令和 2年 1月27日）	135,328,129	135,740,467	13,128	13,168
第87計算期間末日	（令和 2年 2月26日）	137,500,215	137,913,384	13,312	13,352
	平成31年 2月末日	148,755,305	—	13,045	—
	3月末日	149,471,395	—	13,081	—
	4月末日	150,452,230	—	13,166	—
	令和 1年 5月末日	148,039,224	—	12,902	—

6月末日	148,283,311	—	12,898	—
7月末日	134,094,996	—	13,063	—
8月末日	131,689,328	—	12,802	—
9月末日	133,545,963	—	12,956	—
10月末日	134,867,613	—	13,078	—
11月末日	134,808,478	—	13,104	—
12月末日	135,324,818	—	13,128	—
令和 2年 1月末日	135,755,653	—	13,143	—
2月末日	135,753,841	—	13,116	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	40円
第2計算期間	40円
第3計算期間	40円
第4計算期間	40円
第5計算期間	40円
第6計算期間	40円
第7計算期間	40円
第8計算期間	40円
第9計算期間	40円
第10計算期間	40円
第11計算期間	40円
第12計算期間	40円
第13計算期間	40円
第14計算期間	40円
第15計算期間	40円
第16計算期間	40円
第17計算期間	40円
第18計算期間	40円
第19計算期間	40円
第20計算期間	40円
第21計算期間	40円
第22計算期間	40円
第23計算期間	40円
第24計算期間	40円
第25計算期間	40円
第26計算期間	40円
第27計算期間	40円
第28計算期間	40円

第29計算期間	40円
第30計算期間	40円
第31計算期間	40円
第32計算期間	40円
第33計算期間	40円
第34計算期間	40円
第35計算期間	40円
第36計算期間	40円
第37計算期間	40円
第38計算期間	40円
第39計算期間	40円
第40計算期間	40円
第41計算期間	40円
第42計算期間	40円
第43計算期間	40円
第44計算期間	40円
第45計算期間	40円
第46計算期間	40円
第47計算期間	40円
第48計算期間	40円
第49計算期間	40円
第50計算期間	40円
第51計算期間	40円
第52計算期間	40円
第53計算期間	40円
第54計算期間	40円
第55計算期間	40円
第56計算期間	40円
第57計算期間	40円
第58計算期間	40円
第59計算期間	40円
第60計算期間	40円
第61計算期間	40円
第62計算期間	40円
第63計算期間	40円
第64計算期間	40円
第65計算期間	40円
第66計算期間	40円
第67計算期間	40円
第68計算期間	40円
第69計算期間	40円
第70計算期間	40円

第71計算期間	40円
第72計算期間	40円
第73計算期間	40円
第74計算期間	40円
第75計算期間	40円
第76計算期間	40円
第77計算期間	40円
第78計算期間	40円
第79計算期間	40円
第80計算期間	40円
第81計算期間	40円
第82計算期間	40円
第83計算期間	40円
第84計算期間	40円
第85計算期間	40円
第86計算期間	40円
第87計算期間	40円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	11.66
第2計算期間	7.81
第3計算期間	1.44
第4計算期間	1.73
第5計算期間	6.64
第6計算期間	1.39
第7計算期間	△9.36
第8計算期間	3.96
第9計算期間	△2.57
第10計算期間	1.09
第11計算期間	1.61
第12計算期間	3.28
第13計算期間	3.29
第14計算期間	△1.95
第15計算期間	0.96
第16計算期間	0.25
第17計算期間	1.70
第18計算期間	2.12
第19計算期間	1.05
第20計算期間	0.24

第21計算期間	2.52
第22計算期間	3.74
第23計算期間	△0.62
第24計算期間	8.80
第25計算期間	△0.24
第26計算期間	△2.67
第27計算期間	2.24
第28計算期間	0.47
第29計算期間	2.06
第30計算期間	2.92
第31計算期間	0.05
第32計算期間	△0.39
第33計算期間	△6.48
第34計算期間	0.95
第35計算期間	2.08
第36計算期間	0.74
第37計算期間	△3.09
第38計算期間	△2.48
第39計算期間	△3.05
第40計算期間	2.84
第41計算期間	△0.49
第42計算期間	△0.84
第43計算期間	△5.56
第44計算期間	5.22
第45計算期間	△3.07
第46計算期間	0.24
第47計算期間	3.32
第48計算期間	3.61
第49計算期間	4.84
第50計算期間	△2.24
第51計算期間	0.66
第52計算期間	△1.61
第53計算期間	1.95
第54計算期間	1.08
第55計算期間	△0.28
第56計算期間	0.77
第57計算期間	△1.68
第58計算期間	2.65
第59計算期間	1.74
第60計算期間	△1.78
第61計算期間	1.58
第62計算期間	△3.14

第63計算期間	△4.02
第64計算期間	△2.68
第65計算期間	3.79
第66計算期間	△0.86
第67計算期間	△0.50
第68計算期間	1.88
第69計算期間	△0.43
第70計算期間	1.49
第71計算期間	△0.57
第72計算期間	△0.44
第73計算期間	△1.53
第74計算期間	0.69
第75計算期間	2.31
第76計算期間	△0.03
第77計算期間	1.53
第78計算期間	△1.63
第79計算期間	△0.27
第80計算期間	2.08
第81計算期間	△3.04
第82計算期間	2.73
第83計算期間	1.46
第84計算期間	0.09
第85計算期間	0.86
第86計算期間	0.34
第87計算期間	1.70

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,435,018,314	65,838,699	1,369,179,615
第2計算期間	27,730,438	217,117,016	1,179,793,037
第3計算期間	12,054,759	195,668,966	996,178,830
第4計算期間	4,355,825	166,711,405	833,823,250
第5計算期間	4,848,810	257,340,464	581,331,596
第6計算期間	14,016,992	43,676,729	551,671,859
第7計算期間	247,737	92,529,540	459,390,056
第8計算期間	264,118	70,426,181	389,227,993
第9計算期間	248,413	95,658,252	293,818,154
第10計算期間	255,989	62,511,282	231,562,861
第11計算期間	252,441	15,493,946	216,321,356

第12計算期間	259,960	23,690,041	192,891,275
第13計算期間	260,703	11,619,269	181,532,709
第14計算期間	235,775	2,500,000	179,268,484
第15計算期間	222,521	2,459,191	177,031,814
第16計算期間	221,699	10,499,902	166,753,611
第17計算期間	222,079	8,236,471	158,739,219
第18計算期間	213,019	5,150,000	153,802,238
第19計算期間	282,679	14,223,778	139,861,139
第20計算期間	208,747	2,000,000	138,069,886
第21計算期間	209,307	—	138,279,193
第22計算期間	205,095	2,133,620	136,350,668
第23計算期間	199,195	12,173,901	124,375,962
第24計算期間	232,868	1,000,000	123,608,830
第25計算期間	836,697	—	124,445,527
第26計算期間	187,745	35,056	124,598,216
第27計算期間	190,647	44,425	124,744,438
第28計算期間	2,451,499	19,181	127,176,756
第29計算期間	190,682	—	127,367,438
第30計算期間	187,611	—	127,555,049
第31計算期間	193,618	—	127,748,667
第32計算期間	248,255	640,000	127,356,922
第33計算期間	186,183	—	127,543,105
第34計算期間	199,902	964,161	126,778,846
第35計算期間	199,793	—	126,978,639
第36計算期間	196,957	810,000	126,365,596
第37計算期間	197,175	1,628,697	124,934,074
第38計算期間	203,323	3,865,313	121,272,084
第39計算期間	221,259	414,869	121,078,474
第40計算期間	230,857	—	121,309,331
第41計算期間	226,391	—	121,535,722
第42計算期間	227,867	—	121,763,589
第43計算期間	231,123	150,000	121,844,712
第44計算期間	244,746	6,000,000	116,089,458
第45計算期間	235,273	888,927	115,435,804
第46計算期間	240,466	—	115,676,270
第47計算期間	261,951	942	115,937,279
第48計算期間	237,583	—	116,174,862
第49計算期間	227,003	162,306	116,239,559
第50計算期間	210,071	—	116,449,630
第51計算期間	212,849	—	116,662,479
第52計算期間	212,735	—	116,875,214
第53計算期間	238,168	1,392	117,111,990

第54計算期間	224,194	—	117,336,184
第55計算期間	213,223	—	117,549,407
第56計算期間	208,001	370,564	117,386,844
第57計算期間	206,793	—	117,593,637
第58計算期間	211,382	500,000	117,305,019
第59計算期間	207,564	—	117,512,583
第60計算期間	205,530	—	117,718,113
第61計算期間	209,390	—	117,927,503
第62計算期間	277,461	—	118,204,964
第63計算期間	215,081	—	118,420,045
第64計算期間	226,967	423	118,646,589
第65計算期間	232,852	—	118,879,441
第66計算期間	225,552	167,020	118,937,973
第67計算期間	228,325	—	119,166,298
第68計算期間	231,233	77,164	119,320,367
第69計算期間	228,283	—	119,548,650
第70計算期間	227,249	6,000,000	113,775,899
第71計算期間	230,907	1,000,000	113,006,806
第72計算期間	228,117	—	113,234,923
第73計算期間	233,408	136,921	113,331,410
第74計算期間	235,360	—	113,566,770
第75計算期間	236,870	—	113,803,640
第76計算期間	232,770	—	114,036,410
第77計算期間	234,170	—	114,270,580
第78計算期間	231,970	—	114,502,550
第79計算期間	237,220	9,074	114,730,696
第80計算期間	244,020	1,788	114,972,928
第81計算期間	235,683	12,551,388	102,657,223
第82計算期間	215,924	265	102,872,882
第83計算期間	211,358	39,662	103,044,578
第84計算期間	209,432	585,287	102,668,723
第85計算期間	209,280	4,489	102,873,514
第86計算期間	211,024	—	103,084,538
第87計算期間	207,803	—	103,292,341

（参考）

マネー・プール マザーファンド

投資状況

令和 2年 2月28日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	130,414,712	100.00
純資産総額		130,414,712	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

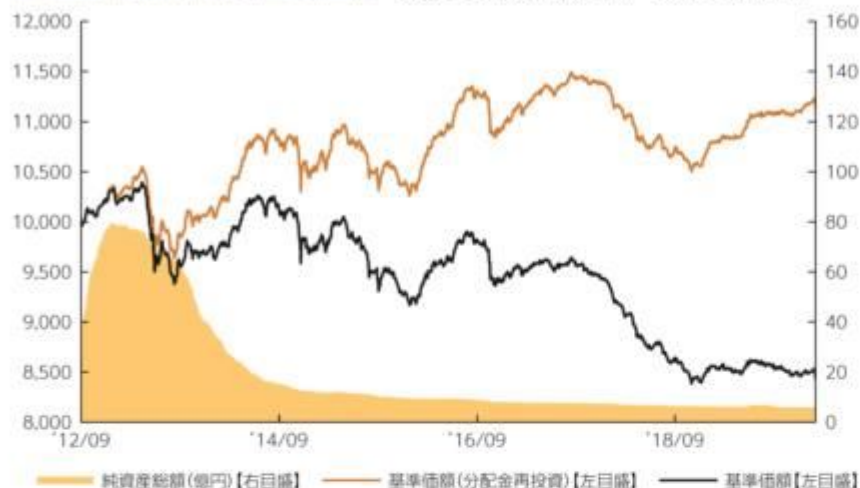


運用実績

2020年2月28日現在

為替ヘッジあり

■ 基準価額・純資産の推移 2012年9月28日(設定日)～2020年2月28日



- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	8,436円
純資産総額	5.6億円

■ 分配の推移

2020年2月	30円
2020年1月	30円
2019年12月	30円
2019年11月	30円
2019年10月	30円
2019年9月	30円

直近1年間累計	360円
設定来累計	2,610円

●分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

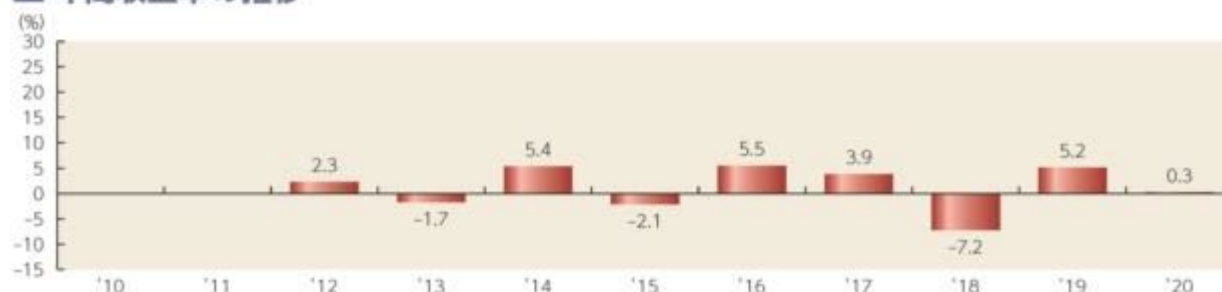
資産構成	比率
エマーシング・コーポレート・ボンド・ファンド(USD)	96.4%
マネー・プール マザーファンド	0.0%
コールローン他 (負債控除後)	3.6%
合計	100.0%

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	国・地域	利率	償還日	比率
1 ペルサハーン・リストリク・ネガラ	インドネシア	5.4500%	2028年 5月21日	3.8%
2 OCP	モロッコ	5.6250%	2024年 4月25日	3.6%
3 サウジ・アラビアン・オイル	サウジアラビア	4.2500%	2039年 4月16日	3.6%
4 カズムナイガス・ナショナル	カザフスタン	4.7500%	2027年 4月19日	3.6%
5 ICTSITレジャリー	フィリピン	5.8750%	2025年 9月17日	3.6%
6 中国農化香港峰橋	中国	4.6250%	2023年 3月14日	3.4%
7 SMインベストメンツ	フィリピン	4.8750%	2024年 6月10日	3.4%
8 ファーストランド・バンク	南アフリカ	6.2500%	2028年 4月23日	3.4%
9 碧桂園控股	中国	6.1500%	2025年 9月17日	3.4%
10 バンコ・デ・ボゴタ	コロンビア	4.3750%	2027年 8月 3日	3.4%

- 比率は実質的な投資を行う投資信託証券の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券の資料に基づき作成しています(現地月末基準)。

■ 年間収益率の推移

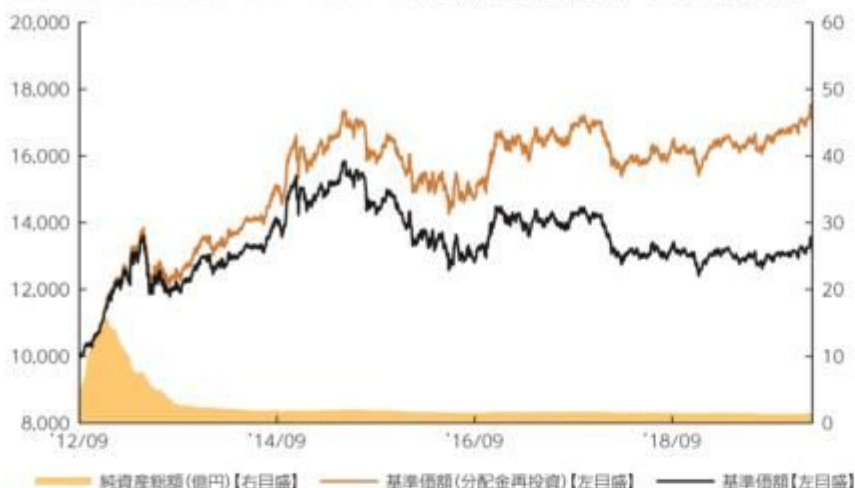


- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2012年は設定日から年末までの、2020年は年初から2月28日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

為替ヘッジなし

■ 基準価額・純資産の推移 2012年9月28日(設定日)～2020年2月28日



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	13,116円
純資産総額	1.3億円

■ 分配の推移

2020年2月	40円
2020年1月	40円
2019年12月	40円
2019年11月	40円
2019年10月	40円
2019年9月	40円
直近1年間累計	480円
設定来累計	3,480円

- ・分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

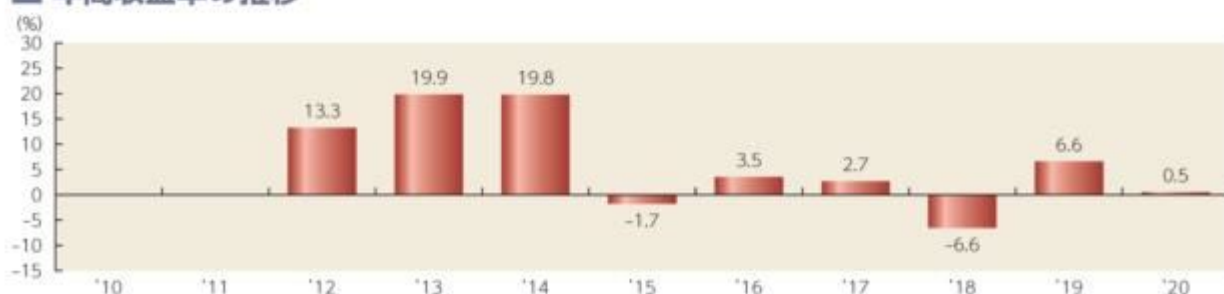
資産構成	比率
エマージング・コーポレート・ボンド・ファンド(USD)	98.2%
マネー・プール マザーファンド	0.1%
コールローン他 (負債控除後)	1.7%
合計	100.0%

- ・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	国・地域	利率	償還日	比率
1 ペルサハーン・リストリク・ネガラ	インドネシア	5.4500%	2028年 5月21日	3.8%
2 OCP	モロッコ	5.6250%	2024年 4月25日	3.6%
3 サウジ・アラビアン・オイル	サウジアラビア	4.2500%	2039年 4月16日	3.6%
4 カズムナイガス・ナショナル	カザフスタン	4.7500%	2027年 4月19日	3.6%
5 ICTSITレジャリー	フィリピン	5.8750%	2025年 9月17日	3.6%
6 中国農化香港峰橋	中国	4.6250%	2023年 3月14日	3.4%
7 SMインベストメンツ	フィリピン	4.8750%	2024年 6月10日	3.4%
8 ファーストランド・バンク	南アフリカ	6.2500%	2028年 4月23日	3.4%
9 碧桂園控股	中国	6.1500%	2025年 9月17日	3.4%
10 パンコ・デ・ポゴタ	コロンビア	4.3750%	2027年 8月 3日	3.4%

- ・比率は実質的な投資を行う投資信託証券の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・投資信託証券の資料に基づき作成しています(現地月末基準)。

■ 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2012年は設定日から年末までの、2020年は年初から2月28日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場

の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

⑩その他

- ・スイッチングを行う場合の取得申込みに関する取扱いも、同様とします。くわしくは販売会社に確認してください。
- ・販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社に確認してください。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

④信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%をかけた額

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として１日１件５億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

⑩その他

販売会社によっては、スイッチングによる解約を取扱う場合があります。その場合の換金に関する取扱いも同様とします。くわしくは販売会社にご確認ください。

なお、スイッチングにより解約をする場合も、信託財産留保額が差引かれ、解約金の利益に対して税金がかかります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価し

ます。

- ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

- ・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

- ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

- ・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

- ・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2022年8月26日まで（2012年9月28日設定）

※繰上償還が決定した場合、2020年8月13日まで（2012年9月28日設定）となります。

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

毎月27日から翌月26日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

第1計算期間は信託契約締結日から2012年12月26日までとなります。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドの受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合、または各ファンドのそれぞれの受益権の総口数を合計した口数が20億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、各ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなった場合、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投

資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年2月および8月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払いま

す。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和1年8月27日から令和2年2月26日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【エマージング社債オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)		
	前期 [令和 1年 8月26日現在]	当期 [令和 2年 2月26日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,203,112	22,790,415
投資信託受益証券	640,715,530	557,333,319
親投資信託受益証券	100,100	100,090
派生商品評価勘定	9,359,837	6,999,297
未収入金	-	25,400
流動資産合計	668,378,579	587,248,521
資産合計	668,378,579	587,248,521
負債の部		
流動負債		
未払金	2,359,752	11,369,528
未払収益分配金	2,323,653	2,025,090
未払受託者報酬	18,243	15,546
未払委託者報酬	626,397	533,690
未払利息	28	6
その他未払費用	2,424	2,062
流動負債合計	5,330,497	13,945,922
負債合計	5,330,497	13,945,922
純資産の部		
元本等		
元本	774,551,175	675,030,284
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△111,503,093	△101,727,685
（分配準備積立金）	81,852,619	68,412,943
元本等合計	663,048,082	573,302,599
純資産合計	663,048,082	573,302,599
負債純資産合計	668,378,579	587,248,521

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 平成31年 2月27日 令和 1年 8月26日	当期 令和 1年 8月27日 令和 2年 2月26日
営業収益		
配当株式	14,766,416	12,496,914
受取利息	2	44
有価証券売買等損益	△11,770,465	22,076,048
為替差損益	15,908,146	△23,716,598
営業収益合計	18,904,099	10,856,408
営業費用		
支払利息	3,897	2,793
受託者報酬	101,105	98,672
委託者報酬	3,471,186	3,387,599
その他費用	46,385	34,922
営業費用合計	3,622,573	3,523,986
営業利益又は営業損失（△）	15,281,526	7,332,422
経常利益又は経常損失（△）	15,281,526	7,332,422
当期純利益又は当期純損失（△）	15,281,526	7,332,422
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	8,631	△308,805
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△106,803,650	△111,503,093
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,487,686	14,611,098
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,487,686	14,611,098
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,201,456	37,106
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,201,456	37,106
分配金	13,258,568	12,439,811
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△111,503,093	△101,727,685

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 1年 8月26日現在]	当期 [令和 2年 2月26日現在]
1. 期首元本額	726,805,306円	774,551,175円
期中追加設定元本額	64,463,412円	248,693円
期中一部解約元本額	16,717,543円	99,769,584円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	111,503,093円	101,727,685円
3. 受益権の総数	774,551,175口	675,030,284口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成31年 2月27日 至 令和 1年 8月26日	当期 自 令和 1年 8月27日 至 令和 2年 2月26日																																				
1. 分配金の計算過程 第76期 平成31年 2月27日 平成31年 3月26日	1. 分配金の計算過程 第82期 令和 1年 8月27日 令和 1年 9月26日																																				
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>2,131,110円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>5,979,946円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>84,525,926円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>92,636,982円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,131,110円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	5,979,946円	分配準備積立金額	D	84,525,926円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	92,636,982円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1,612,268円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>12,717,691円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>75,042,696円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>89,372,655円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,612,268円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	12,717,691円	分配準備積立金額	D	75,042,696円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	89,372,655円
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	2,131,110円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																			
収益調整金額	C	5,979,946円																																			
分配準備積立金額	D	84,525,926円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	92,636,982円																																			
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	1,612,268円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																			
収益調整金額	C	12,717,691円																																			
分配準備積立金額	D	75,042,696円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	89,372,655円																																			

前期 自 平成31年 2月27日 至 令和 1年 8月26日			当期 自 令和 1年 8月27日 至 令和 2年 2月26日		
当ファンドの期末残存口数	F	722,484,364口	当ファンドの期末残存口数	F	709,766,555口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	1,282円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	1,259円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	2,167,453円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	2,129,299円
第77期 平成31年 3月27日 平成31年 4月26日			第83期 令和 1年 9月27日 令和 1年10月28日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,923,141円	費用控除後の配当等収益額	A	1,455,368円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	5,948,293円	収益調整金額	C	12,438,220円
分配準備積立金額	D	84,004,788円	分配準備積立金額	D	72,866,584円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	91,876,222円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	86,760,172円
当ファンドの期末残存口数	F	718,215,764口	当ファンドの期末残存口数	F	693,918,906口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	1,279円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	1,250円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	2,154,647円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	2,081,756円
第78期 平成31年 4月27日 令和 1年 5月27日			第84期 令和 1年10月29日 令和 1年11月26日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,767,643円	費用控除後の配当等収益額	A	1,547,628円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	5,940,374円	収益調整金額	C	12,443,547円
分配準備積立金額	D	83,615,703円	分配準備積立金額	D	72,240,196円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	91,323,720円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	86,231,371円
当ファンドの期末残存口数	F	716,845,244口	当ファンドの期末残存口数	F	693,962,256口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	1,273円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	1,242円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	2,150,535円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	2,081,886円
第79期 令和 1年 5月28日 令和 1年 6月26日			第85期 令和 1年11月27日 令和 1年12月26日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,324,598円	費用控除後の配当等収益額	A	1,519,876円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	5,922,704円	収益調整金額	C	12,355,402円
分配準備積立金額	D	82,936,731円	分配準備積立金額	D	71,169,791円

前期 自 平成31年 2月27日 至 令和 1年 8月26日			当期 自 令和 1年 8月27日 至 令和 2年 2月26日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	91,184,033円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	85,045,069円
当ファンドの期末残存口数	F	714,268,361口	当ファンドの期末残存口数	F	688,793,535口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,276円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,234円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,142,805円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,066,380円
第80期 令和 1年 6月27日 令和 1年 7月26日			第86期 令和 1年12月27日 令和 2年 1月27日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,160,892円	費用控除後の配当等収益額	A	1,667,640円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	13,687,122円	収益調整金額	C	12,293,853円
分配準備積立金額	D	82,697,250円	分配準備積立金額	D	70,249,243円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	98,545,264円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	84,210,736円
当ファンドの期末残存口数	F	773,158,622口	当ファンドの期末残存口数	F	685,133,502口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,274円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,229円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,319,475円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,055,400円
第81期 令和 1年 7月27日 令和 1年 8月26日			第87期 令和 2年 1月28日 令和 2年 2月26日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,648,106円	費用控除後の配当等収益額	A	1,606,727円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	13,875,143円	収益調整金額	C	12,117,318円
分配準備積立金額	D	82,528,166円	分配準備積立金額	D	68,831,306円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	98,051,415円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	82,555,351円
当ファンドの期末残存口数	F	774,551,175口	当ファンドの期末残存口数	F	675,030,284口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,265円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,222円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,323,653円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,025,090円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 平成31年 2月27日 至 令和 1年 8月26日	当期 自 令和 1年 8月27日 至 令和 2年 2月26日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 1年 8月26日現在]	当期 [令和 2年 2月26日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	前期 [令和 1年 8月26日現在]	当期 [令和 2年 2月26日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	—	2,001,915
親投資信託受益証券	—	—
合計	—	2,001,915

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
通貨関連
前期 [令和 1年 8月26日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		

市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	640,900,337	—	631,540,500	9,359,837
合計		640,900,337	—	631,540,500	9,359,837

当期〔令和 2年 2月26日現在〕

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	557,268,937	—	550,269,640	6,999,297
合計		557,268,937	—	550,269,640	6,999,297

（注）時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 〔令和 1年 8月26日現在〕	当期 〔令和 2年 2月26日現在〕
1口当たり純資産額	0.8560円	0.8493円
(1万口当たり純資産額)	(8,560円)	(8,493円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,682	100,090	
円合計			99,682	100,090	
アメリカドル	投資信託受益証券	エマージング・コーポレート・ボンド・ファンド（ＵＳＤ）	604,936,289	5,052,427.88	
アメリカドル合計			604,936,289	5,052,427.88 (557,333,319)	
合計				557,433,409 (557,333,319)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 1銘柄	100.00%	99.98%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

【エマージング社債オープン（毎月決算型）為替ヘッジなし】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 1年 8月26日現在]	当期 [令和 2年 2月26日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,581,634	2,562,751
投資信託受益証券	127,453,292	135,381,995
親投資信託受益証券	100,100	100,090
流動資産合計	130,135,026	138,044,836
資産合計	130,135,026	138,044,836
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	410,628	413,169
未払受託者報酬	3,695	3,706
未払委託者報酬	126,869	127,261
未払利息	4	-
その他未払費用	481	485
流動負債合計	541,677	544,621
負債合計	541,677	544,621
純資産の部		
元本等		
元本	102,657,223	103,292,341
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	26,936,126	34,207,874
（分配準備積立金）	53,482,159	53,124,943
元本等合計	129,593,349	137,500,215
純資産合計	129,593,349	137,500,215
負債純資産合計	130,135,026	138,044,836

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 平成31年 2月27日 令和 1年 8月26日	自 至	当期 令和 1年 8月27日 令和 2年 2月26日
営業収益				
配当株式		3,437,791		2,791,624
受取利息		-		8
有価証券売買等損益		△3,124,429		1,855,302
為替差損益		△1,179,044		5,702,621
営業収益合計		△865,682		10,349,555
営業費用				
支払利息		875		386
受託者報酬		23,530		22,275
委託者報酬		807,878		764,816
その他費用		16,648		8,388
営業費用合計		848,931		795,865
営業利益又は営業損失（△）		△1,714,613		9,553,690
経常利益又は経常損失（△）		△1,714,613		9,553,690
当期純利益又は当期純損失（△）		△1,714,613		9,553,690
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△28,449		△2,564
期首剰余金又は期首欠損金（△）		34,718,435		26,936,126
剰余金増加額又は欠損金減少額		425,309		378,089
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		425,309		378,089
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,820,776		191,251
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		3,820,776		191,251
分配金		2,700,678		2,471,344
期末剰余金又は期末欠損金（△）		26,936,126		34,207,874

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 1年 8月26日現在]	当期 [令和 2年 2月26日現在]
1. 期首元本額	113,803,640円	102,657,223円
期中追加設定元本額	1,415,833円	1,264,821円
期中一部解約元本額	12,562,250円	629,703円
2. 受益権の総数	102,657,223口	103,292,341口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成31年 2月27日 至 令和 1年 8月26日	当期 自 令和 1年 8月27日 至 令和 2年 2月26日																																																						
1.分配金の計算過程 第76期 平成31年 2月27日 平成31年 3月26日	1.分配金の計算過程 第82期 令和 1年 8月27日 令和 1年 9月26日																																																						
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>475,005円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>9,332,209円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>59,895,703円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>69,702,917円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>114,036,410口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>6,112円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>40円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	475,005円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	収益調整金額	C	9,332,209円	分配準備積立金額	D	59,895,703円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	69,702,917円	当ファンドの期末残存口数	F	114,036,410口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,112円	1万口当たり分配金額	H	40円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>462,455円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>9,087,237円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>53,482,023円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>63,031,715円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>102,872,882口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>6,127円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>40円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	462,455円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	収益調整金額	C	9,087,237円	分配準備積立金額	D	53,482,023円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	63,031,715円	当ファンドの期末残存口数	F	102,872,882口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,127円	1万口当たり分配金額	H	40円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	475,005円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																																																					
収益調整金額	C	9,332,209円																																																					
分配準備積立金額	D	59,895,703円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	69,702,917円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	114,036,410口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,112円																																																					
1万口当たり分配金額	H	40円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	462,455円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																																																					
収益調整金額	C	9,087,237円																																																					
分配準備積立金額	D	53,482,023円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	63,031,715円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	102,872,882口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,127円																																																					
1万口当たり分配金額	H	40円																																																					

前期 自 平成31年 2月27日 至 令和 1年 8月26日			当期 自 令和 1年 8月27日 至 令和 2年 2月26日		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	456,145円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	411,491円
第77期 平成31年 3月27日 平成31年 4月26日			第83期 令和 1年 9月27日 令和 1年10月28日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	577,326円	費用控除後の配当等収益額	A	421,659円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	9,474,415円	収益調整金額	C	9,212,366円
分配準備積立金額	D	59,914,563円	分配準備積立金額	D	53,512,641円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	69,966,304円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	63,146,666円
当ファンドの期末残存口数	F	114,270,580口	当ファンドの期末残存口数	F	103,044,578口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,122円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,128円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	457,082円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	412,178円
第78期 平成31年 4月27日 令和 1年 5月27日			第84期 令和 1年10月29日 令和 1年11月26日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	442,025円	費用控除後の配当等収益額	A	348,652円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	9,615,524円	収益調整金額	C	9,286,956円
分配準備積立金額	D	60,034,807円	分配準備積立金額	D	53,220,398円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	70,092,356円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	62,856,006円
当ファンドの期末残存口数	F	114,502,550口	当ファンドの期末残存口数	F	102,668,723口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,121円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,122円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	458,010円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	410,674円
第79期 令和 1年 5月28日 令和 1年 6月26日			第85期 令和 1年11月27日 令和 1年12月26日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	465,986円	費用控除後の配当等収益額	A	410,215円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	9,759,029円	収益調整金額	C	9,413,848円
分配準備積立金額	D	60,014,094円	分配準備積立金額	D	53,156,065円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	70,239,109円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	62,980,128円
当ファンドの期末残存口数	F	114,730,696口	当ファンドの期末残存口数	F	102,873,514口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,122円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,122円

前期 自 平成31年 2月27日 至 令和 1年 8月26日			当期 自 令和 1年 8月27日 至 令和 2年 2月26日		
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	458,922円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	411,494円
第80期 令和 1年 6月27日 令和 1年 7月26日			第86期 令和 1年12月27日 令和 2年 1月27日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	534,850円	費用控除後の配当等収益額	A	354,282円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	9,907,314円	収益調整金額	C	9,542,216円
分配準備積立金額	D	60,020,236円	分配準備積立金額	D	53,154,786円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	70,462,400円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	63,051,284円
当ファンドの期末残存口数	F	114,972,928口	当ファンドの期末残存口数	F	103,084,538口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,128円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,116円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	459,891円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	412,338円
第81期 令和 1年 7月27日 令和 1年 8月26日			第87期 令和 2年 1月28日 令和 2年 2月26日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	319,105円	費用控除後の配当等収益額	A	441,382円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	8,955,914円	収益調整金額	C	9,668,500円
分配準備積立金額	D	53,573,682円	分配準備積立金額	D	53,096,730円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	62,848,701円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	63,206,612円
当ファンドの期末残存口数	F	102,657,223口	当ファンドの期末残存口数	F	103,292,341口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,122円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,119円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	410,628円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	413,169円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 平成31年 2月27日 至 令和 1年 8月26日	当期 自 令和 1年 8月27日 至 令和 2年 2月26日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 1年 8月26日現在]	当期 [令和 2年 2月26日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	(1) 有価証券 同左

区分	前期 [令和 1年 8月26日現在]	当期 [令和 2年 2月26日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 1年 8月26日現在]	当期 [令和 2年 2月26日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△14,448	454,822
親投資信託受益証券	—	—
合計	△14,448	454,822

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [令和 1年 8月26日現在]	当期 [令和 2年 2月26日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2624円 (12,624円)	1.3312円 (13,312円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,682	100,090	
円合計			99,682	100,090	
アメリカドル	投資信託受益証券	エマージング・コーポレート・ボンド・ファンド（USD）	146,945,247	1,227,286.70	
アメリカドル合計			146,945,247	1,227,286.70 (135,381,995)	
合計				135,482,085 (135,381,995)	

（注1）通貨の種類ごとの小計／合計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注2）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 1銘柄	100.00%	99.93%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・プール マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
[令和 2年 2月26日現在]	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	30,909,920
現先取引勘定	99,999,997
流動資産合計	130,909,917
資産合計	130,909,917
負債の部	
流動負債	
未払解約金	495,148
未払利息	9
流動負債合計	495,157
負債合計	495,157
純資産の部	
元本等	
元本	129,879,363
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	535,397
元本等合計	130,414,760
純資産合計	130,414,760
負債純資産合計	130,909,917

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 2年 2月26日現在]
1. 期首	令和 1年 8月27日
期首元本額	146,877,032円
期中追加設定元本額	6,487,669円
期中一部解約元本額	23,485,338円
元本の内訳※	
先進国高利回り社債ファンド（為替ヘッジあり）2015-03	99,523円
先進国高利回り社債ファンド（為替ヘッジなし）2015-03	99,523円

	[令和 2年 2月26日現在]
先進国高利回り社債ファンド（為替ヘッジなし・早期償還条項付） 2015-03	99,523円
世界投資適格債オープン（通貨選択型） 円コース（毎月決算型）	5,154,901円
世界投資適格債オープン（通貨選択型） 米ドルコース（毎月決算型）	49,966円
世界投資適格債オープン（通貨選択型） 豪ドルコース（毎月決算型）	995,161円
世界投資適格債オープン（通貨選択型） ブラジル・リアルコース（毎月決算型）	2,234,005円
世界投資適格債オープン（通貨選択型） 中国元コース（毎月決算型）	28,349円
世界投資適格債オープン（通貨選択型） インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	1,013,875円
世界投資適格債オープン（通貨選択型） マネー・プール・ファンドⅡ（年2回決算型）	6,979,746円
マネー・プール・ファンドⅣ	976,519円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型） 円コース（毎月決算型）	4,314,823円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型） 米ドルコース（毎月決算型）	119,857円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型） 豪ドルコース（毎月決算型）	769,078円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型） ブラジル・リアルコース（毎月決算型）	15,855,020円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型） 中国元コース（毎月決算型）	19,977円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型） インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	554,401円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型） 資源国通貨バスケットコース（毎月決算型）	1,608,548円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型） マネー・プール・ファンドⅤ（年2回決算型）	9,175,014円
米国高利回り社債ファンド（毎月決算型）	999円
米国高利回り社債・円ファンド（毎月決算型）	999円
米国高利回り社債・ブラジル・リアルファンド（毎月決算型）	999円
マネー・プール・ファンドⅥ	66,412,506円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型） トルコ・リラコース（毎月決算型）	19,961円
国際オルタナティブ戦略 QTX－ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジ）成長型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 QTX－ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジ）分配型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 QTX－ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジなし）成長型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 QTX－ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジなし）分配型	99,561円

	[令和 2年 2月26日現在]
トレンド・アロケーション・オープン	997,308円
エマージング社債オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	99,682円
エマージング社債オープン（毎月決算型）為替ヘッジなし	99,682円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）	19,925円
米国エネルギーMLPオープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	996,215円
米国エネルギーMLPオープン（毎月決算型）為替ヘッジなし	996,215円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	99,602円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・レアルコース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・レアルコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（1年決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（1年決算型）	9,986円

	[令和 2年 2月26日現在]
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（1年決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（1年決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（1年決算型）	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンドIX（1年決算型）	2,563,935円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンドX（年2回決算型）	5,191,735円
欧州アクティブ株式オープン（為替ヘッジあり）	4,979円
欧州アクティブ株式オープン（為替ヘッジなし）	4,979円
US短期ハイ・イールド債オープン 為替プレミアムコース（毎月決算型）	99,562円
米国成長株オープン	996円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）毎月決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）年2回決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）毎月決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）年2回決算型	9,952円
合計	129,879,363円
2. 受益権の総数	129,879,363口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 1年 8月27日 至 令和 2年 2月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。

区分	自 令和 1年 8月27日 至 令和 2年 2月26日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 2年 2月26日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[令和 2年 2月26日現在]
1口当たり純資産額	1.0041円
(1万口当たり純資産額)	(10,041円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【エマージング社債オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり】

【純資産額計算書】

令和 2年 2月28日現在

（単位：円）

I 資産総額	569,491,184
II 負債総額	36,712
III 純資産総額（I－II）	569,454,472
IV 発行済口数	675,061,855口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.8436
（10,000口当たり）	（8,436）

【エマージング社債オープン（毎月決算型）為替ヘッジなし】

【純資産額計算書】

令和 2年 2月28日現在

（単位：円）

I 資産総額	135,762,633
II 負債総額	8,792
III 純資産総額（I－II）	135,753,841
IV 発行済口数	103,498,987口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.3116
（10,000口当たり）	（13,116）

（参考）

マネー・プール マザーファンド

純資産額計算書

令和 2年 2月28日現在

（単位：円）

I 資産総額	130,414,756
II 負債総額	44
III 純資産総額（I－II）	130,414,712
IV 発行済口数	129,879,330口

V 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0041
（10,000口当たり）	（10,041）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定のほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2020年2月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2020年 2月28日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	890	13,659,102
追加型公社債投資信託	16	1,318,207
単位型株式投資信託	66	318,052
単位型公社債投資信託	13	71,887
合 計	985	15,367,247

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度に係る中間会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
(資産の部)		

流動資産				
現金及び預金	※2	54,140,307	※2	53,969,686
有価証券		19,967		1,403,513
前払費用		362,886		514,587
未収入金		2,109		2,284
未収委託者報酬		9,770,529		9,995,458
未収収益	※2	674,156	※2	560,483
金銭の信託	※2	30,000	※2	100,000
その他		224,645		153,256
流動資産合計		65,224,602		66,699,271
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	760,010	※1	617,032
器具備品	※1	724,852	※1	665,247
土地		1,356,000		628,433
有形固定資産合計		2,840,863		1,910,713
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		2,654,296		3,670,753
ソフトウェア仮勘定		1,097,970		536,345
無形固定資産合計		3,768,090		4,222,921
投資その他の資産				
投資有価証券		26,361,327		21,408,781
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産		-	※1	824,268
長期差入保証金		627,141		593,536
前払年金費用		434,700		415,234
繰延税金資産		1,237,989		1,496,180
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		29,002,925		25,079,767
固定資産合計		35,611,879		31,213,401
資産合計		100,836,481		97,912,673

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	359,176	293,258
未払金		
未払収益分配金	174,333	170,281
未払償還金	456,159	448,695
未払手数料	※2 3,905,670	※2 3,990,054
その他未払金	※2 4,330,584	※2 3,961,765
未払費用	※2 4,388,803	※2 3,803,995
未払消費税等	99,010	194,852
未払法人税等	736,829	573,657
賞与引当金	906,167	901,135

役員賞与引当金	125,343	140,100
その他	842,194	868,992
流動負債合計	16,324,272	15,346,788
固定負債		
長期未払金	-	43,200
退職給付引当金	720,536	860,851
役員退職慰労引当金	187,562	144,303
時効後支払損引当金	254,851	247,767
固定負債合計	1,162,951	1,296,122
負債合計	17,487,223	16,642,910
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	27,790,911	26,069,594
利益剰余金合計	35,131,500	33,410,184
株主資本合計	81,864,344	80,143,028

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,484,913	1,126,733
評価・換算差額等合計	1,484,913	1,126,733
純資産合計	83,349,257	81,269,762
負債純資産合計	100,836,481	97,912,673

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	75,423,596	70,375,414
投資顧問料	2,723,458	2,505,299
その他営業収益	48,215	18,844
営業収益合計	78,195,269	72,899,557
営業費用		
支払手数料	※2 30,906,879	※2 28,533,952
広告宣伝費	730,784	739,643

公告費	1,000	500
調査費		
調査費	1,723,057	1,794,755
委託調査費	13,467,029	12,194,996
事務委託費	864,916	1,016,816
営業雑経費		
通信費	178,652	170,794
印刷費	467,973	427,442
協会費	50,251	48,375
諸会費	15,328	16,175
事務機器関連費	1,635,079	1,841,631
その他営業雑経費	23,250	-
営業費用合計	50,064,204	46,785,083
一般管理費		
給料		
役員報酬	349,359	349,083
給料・手当	6,421,837	6,453,717
賞与引当金繰入	906,167	901,135
役員賞与引当金繰入	125,343	140,100
福利厚生費	1,231,033	1,234,293
交際費	13,012	13,011
旅費交通費	192,192	200,426
租税公課	410,229	373,201
不動産賃借料	678,182	654,886
退職給付費用	423,171	428,912
役員退職慰労引当金繰入	47,889	51,159
固定資産減価償却費	1,115,719	1,252,321
諸経費	450,299	523,213
一般管理費合計	12,364,437	12,575,461
営業利益	15,766,627	13,539,012

(単位：千円)

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	349,402	181,073
受取利息	※2 483	※2 1,913
投資有価証券償還益	81,580	416,706
収益分配金等時効完成分	91,672	44,392
受取賃貸料	-	※2 38,388
その他	9,989	11,871
営業外収益合計	533,128	694,346
営業外費用		
投資有価証券償還損	30,114	118,173
時効後支払損引当金繰入	43,182	1,166
事務過誤費	10,402	420
賃貸関連費用	-	35,994
その他	3,829	1,481
営業外費用合計	87,529	157,235

経常利益		16,212,226		14,076,123
特別利益				
投資有価証券売却益		516,394		501,778
ゴルフ会員権売却益		7,495		-
特別利益合計		523,889		501,778
特別損失				
投資有価証券売却損		105,903		135,399
投資有価証券評価損		102,096		62,310
固定資産除却損	※1	54	※1	4,848
固定資産売却損		-		225
システム関連費		-		322,986
商標使用料		-		90,000
特別損失合計		208,054		615,770
税引前当期純利益		16,528,061		13,962,130
法人税、住民税及び事業税	※2	5,252,224	※2	4,420,179
法人税等調整額		△76,092		△100,112
法人税等合計		5,176,132		4,320,066
当期純利益		11,351,928		9,642,064

(3) 【株主資本等変動計算書】

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147
当期変動額									
剰余金の配当							△26,595,731	△26,595,731	△26,595,731
当期純利益							11,351,928	11,351,928	11,351,928
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△15,243,802	△15,243,802	△15,243,802
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,494,586	1,494,586	98,602,734
当期変動額			
剰余金の配当			△26,595,731
当期純利益			11,351,928
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,673	△9,673	△9,673
当期変動額合計	△9,673	△9,673	△15,253,476
当期末残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
		資本剰余金			利益剰余金	
					その他利益剰余金	

	資本金	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344
当期変動額									
剰余金の配当							△11,363,380	△11,363,380	△11,363,380
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,721,316	△1,721,316	△1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剰余金の配当			△11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△358,179	△358,179	△358,179
当期変動額合計	△358,179	△358,179	△2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」490,903千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,237,989千円に含めて表示しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価

中であります。

（貸借対照表関係）

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
建物	604,123千円	551,025千円
器具備品	1,215,234千円	1,350,407千円
投資不動産	—	138,024千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
預金	41,809,118千円	240,211千円
未収収益	40,621千円	25,307千円
金銭の信託	30,000千円	100,000千円
未払手数料	1,577,059千円	671,568千円
その他未払金	3,850,734千円	3,217,341千円
未払費用	430,491千円	444,754千円

（損益計算書関係）

※1.固定資産除却損の内訳

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
建物	—	2,547千円
器具備品	54千円	2,301千円
計	54千円	4,848千円

※2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
支払手数料	11,380,244千円	5,298,064千円
受取利息	380千円	3千円
受取賃貸料	—	38,388千円
法人税、住民税及び事業税	3,851,536千円	3,216,517千円

（株主資本等変動計算書関係）

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	26,595,731千円
②	1株当たり配当額	125,700円
③	基準日	平成29年3月31日
④	効力発生日	平成29年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	11,363,380千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	53,707円
④	基準日	平成30年3月31日
⑤	効力発生日	平成30年6月28日

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	11,363,380千円
②	1株当たり配当額	53,707円
③	基準日	平成30年3月31日
④	効力発生日	平成30年6月28日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	9,675,175千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	45,728円
④	基準日	平成31年3月31日
⑤	効力発生日	令和 元年6月27日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
1年内	678,116千円	675,956千円
1年超	1,351,912千円	675,956千円
合計	2,030,029千円	1,351,912千円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第33期(平成30年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	54,140,307	54,140,307	—
(2) 有価証券	19,967	19,967	—
(3) 未収委託者報酬	9,770,529	9,770,529	—
(4) 投資有価証券	26,224,167	26,224,167	—
資産計	90,154,972	90,154,972	—
(1) 未払手数料	3,905,670	3,905,670	—
負債計	3,905,670	3,905,670	—

第34期(平成31年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	—
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	—
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	—
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	—
資産計	86,722,080	86,722,080	—
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	—
負債計	3,990,054	3,990,054	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
非上場株式	137,160	55,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	54,140,307	—	—	—
未収委託者報酬	9,770,529	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	19,967	13,110,758	8,593,680	68,714
合計	63,930,804	13,110,758	8,593,680	68,714

第34期(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	—	—	—
未収委託者報酬	9,995,458	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第33期(平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	18,599,111	16,040,884	2,558,227
	小計	18,599,111	16,040,884	2,558,227
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	7,645,023	8,062,990	△417,966
	小計	7,645,023	8,062,990	△417,966
合計		26,244,135	24,103,874	2,140,260

第34期(平成31年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,012,389	8,573,551	△561,161
	小計	8,012,389	8,573,551	△561,161
合計		22,756,935	21,132,932	1,624,002

3.売却したその他有価証券

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	8,169,769	516,394	105,903
合計	8,169,769	516,394	105,903

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	140,240	58,440	—
債券	—	—	—
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について102,096千円（その他有価証券のその他102,096千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について62,310千円（その他有価証券のその他62,310千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,649,089 千円	3,729,252 千円
勤務費用	184,120	193,531
利息費用	27,829	24,351
数理計算上の差異の発生額	56,895	△15,898
退職給付の支払額	△188,683	△218,947
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,729,252	3,712,289

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
年金資産の期首残高	2,698,738 千円	2,723,393 千円
期待運用収益	48,080	48,664
数理計算上の差異の発生額	47,759	△4,606
事業主からの拠出額	102,564	102,564
退職給付の支払額	△173,748	△203,077
年金資産の期末残高	2,723,393	2,666,937

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,374,562 千円	3,125,760 千円
年金資産	△2,723,393	△2,666,937
非積立型制度の退職給付債務	651,168	458,822
未積立退職給付債務	354,690	586,529
未認識数理計算上の差異	1,005,858	1,045,351
未認識過去勤務費用	△ 169,893	△ 114,968
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 550,128	△ 484,766
退職給付引当金	285,836	445,616
前払年金費用	720,536	860,851
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△434,700	△415,234

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
勤務費用	184,120 千円	193,531 千円
利息費用	27,829	24,351
期待運用収益	△48,080	△48,664
数理計算上の差異の費用処理額	47,053	43,633
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	4,780	5,986
確定給付制度に係る退職給付費用	281,066	284,199

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
債券	62.2 %	63.9 %
株式	34.7	33.2
その他	3.1	2.9
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
割引率	0.069～0.67%	0.035～0.49%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度142,105千円、当事業年度144,712千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	445,379千円	436,050千円
投資有価証券評価損	223,512	223,821
未払事業税	135,805	109,109
賞与引当金	277,468	275,927
役員賞与引当金	12,235	19,428
役員退職慰労引当金	57,431	44,185
退職給付引当金	220,628	263,592
減価償却超過額	13,690	157,741
委託者報酬	257,879	264,398
長期差入保証金	23,262	31,721
時効後支払損引当金	78,035	75,866
連結納税適用による時価評価	200,331	148,858
その他	82,168	71,320
繰延税金資産 小計	2,027,829	2,122,023
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,027,829	2,122,023
繰延税金負債		
前払年金費用	△133,105	△127,144
連結納税適用による時価評価	△1,382	△1,320
その他有価証券評価差額金	△655,348	△497,269
その他	△4	△108
繰延税金負債 合計	△789,840	△625,842
繰延税金資産の純額	1,237,989	1,496,180

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第33期（平成30年3月31日現在）及び第34期（平成31年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）及び第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）及び第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1.関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,851,587 千円	その他未払金	3,850,734 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 51.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,528,131 千円	未払手数料	665,262 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	664,152 千円	未払費用	348,142 千円
主要株主	㈱三菱東京 UFJ銀行 (注5)	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,852,112 千円	未払手数料	921,796 千円

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円

親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,298,064 千円	未払手数料	671,568 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	695,834 千円	未払費用	365,510 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
5. (株)三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で、(株)三菱UFJ銀行に行名を変更しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	6,263,571 千円	未払手数料	907,290 千円

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高（注 4）
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし (注1)	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	4,629,670 千円	未払手数料	734,633 千円
						取引銀行	コーラブル預 金の預入 (注3)	20,000,000 千円	現金及び 預金	20,000,000 千円
							コーラブル預 金に係る受取 利息 (注3)	1,578 千円	未収収益	1,578 千円

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	6,152,016 千円	未払手数料	962,840 千円
-------------	----------------------------------	-----------------	---------------	-----	----	---	---------------------------------------	-----------------	-------	---------------

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. (株)三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを(株)三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、(株)三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。
- なお、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行(株)に対して承継させております。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	393,935.45円	384,107.08円
1株当たり当期純利益金額	53,652.87円	45,571.50円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
当期純利益金額（千円）	11,351,928	9,642,064
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	11,351,928	9,642,064
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第35期中間会計期間
(令和元年9月30日現在)

(資産の部)

流動資産

現金及び預金

46,350,665

有価証券		3,906,355
前払費用		620,446
未収入金		8,561
未収委託者報酬		10,170,592
未収収益		585,312
金銭の信託		100,000
その他		134,705
流動資産合計		61,876,640
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	603,277
器具備品	※1	794,065
土地		628,433
有形固定資産合計		2,025,776
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		3,390,287
ソフトウェア仮勘定		1,024,221
無形固定資産合計		4,430,330
投資その他の資産		
投資有価証券		18,792,024
関係会社株式		320,136
投資不動産	※1	822,988
長期差入保証金		579,291
前払年金費用		420,773
繰延税金資産		1,420,372
その他		45,230
貸倒引当金		△23,600
投資その他の資産合計		22,377,216
固定資産合計		28,833,324
資産合計		90,709,964

(単位：千円)

第35期中間会計期間
(令和元年9月30日現在)

(負債の部)		
流動負債		
預り金		290,587
未払金		
未払収益分配金		131,632
未払償還金		424,093
未払手数料		4,009,808
その他未払金		2,100,383
未払費用		3,020,441
未払消費税等	※2	381,045
未払法人税等		651,051
賞与引当金		924,061
役員賞与引当金		62,295
その他		900,753
流動負債合計		12,896,152
固定負債		
長期未払金		32,400
退職給付引当金		940,446
役員退職慰労引当金		107,709

時効後支払損引当金	243,873
固定負債合計	1,324,430
負債合計	14,220,582
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	21,264,872
利益剰余金合計	28,605,462
株主資本合計	75,338,306

(単位：千円)

第35期中間会計期間 (令和元年9月30日現在)	
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,151,075
評価・換算差額等合計	1,151,075
純資産合計	76,489,381
負債純資産合計	90,709,964

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第35期中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	34,073,281
投資顧問料	1,143,410
その他営業収益	8,361
営業収益合計	35,225,053
営業費用	
支払手数料	13,714,724
広告宣伝費	252,678
公告費	250
調査費	
調査費	911,961
委託調査費	5,769,907
事務委託費	351,511
営業雑経費	
通信費	78,084
印刷費	218,610
協会費	25,207
諸会費	8,034
事務機器関連費	931,984
営業費用合計	22,262,956
一般管理費	
給料	

役員報酬		177,096
給料・手当		2,873,051
賞与引当金繰入		924,061
役員賞与引当金繰入		62,295
福利厚生費		635,789
交際費		4,597
旅費交通費		97,388
租税公課		193,484
不動産賃借料		327,917
退職給付費用		212,710
役員退職慰労引当金繰入		25,108
固定資産減価償却費	※1	647,817
諸経費		177,080
一般管理費合計		6,358,399
営業利益		6,603,697

(単位：千円)

第35期中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)		
営業外収益		
受取配当金		34,517
受取利息		2,101
投資有価証券償還益		327,868
収益分配金等時効完成成分		73,834
受取賃貸料		32,904
その他		15,364
営業外収益合計		486,590
営業外費用		
投資有価証券償還損		46,457
賃貸関連費用	※1	12,337
その他		175
営業外費用合計		58,970
経常利益		7,031,318
特別利益		
投資有価証券売却益		53,850
特別利益合計		53,850
特別損失		
投資有価証券売却損		36,721
投資有価証券評価損		17,395
固定資産除却損		37
固定資産売却損		435
特別損失合計		54,589
税引前中間純利益		7,030,579
法人税、住民税及び事業税		2,095,061
法人税等調整額		65,064
法人税等合計		2,160,126
中間純利益		4,870,453

(3)中間株主資本等変動計算書

第35期中間会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本
--	------

	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当中間期変動額									
剰余金の配当							△9,675,175	△9,675,175	△9,675,175
中間純利益							4,870,453	4,870,453	4,870,453
株主資本以外の 項目の当中 間 期 変 動 額 (純額)									
当中間期変動額合 計	—	—	—	—	—	—	△4,804,722	△4,804,722	△4,804,722
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	21,264,872	28,605,462	75,338,306

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当中間期変動額			
剰余金の配当			△9,675,175
中間純利益			4,870,453
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	24,341	24,341	24,341
当中間期変動額合計	24,341	24,341	△4,780,380
当中間期末残高	1,151,075	1,151,075	76,489,381

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

す。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

※1 減価償却累計額

	第35期中間会計期間 (令和元年9月30日現在)
建物	575,110千円
器具備品	1,377,937千円
投資不動産	141,659千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

※1 減価償却実施額

	第35期中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)
有形固定資産	85,187千円
無形固定資産	562,630千円
投資不動産	3,634千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第35期中間会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	9,675,175千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	45,728円
④	基準日	平成31年3月31日
⑤	効力発生日	令和元年6月27日

（リース取引関係）

第35期中間会計期間（令和元年9月30日現在）

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	675,956千円
1年超	337,978千円
合 計	1,013,934千円

（金融商品関係）

第35期中間会計期間（令和元年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

令和元年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計 上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	46,350,665	46,350,665	—
(2) 有価証券	3,906,355	3,906,355	—
(3) 未収委託者報酬	10,170,592	10,170,592	—
(4) 投資有価証券	18,736,664	18,736,664	—
資産計	79,164,277	79,164,277	—
(1) 未払手数料	4,009,808	4,009,808	—
負債計	4,009,808	4,009,808	—

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に

っております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額55,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

第35期中間会計期間（令和元年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	16,466,321	14,354,198	2,112,123
	小 計	16,466,321	14,354,198	2,112,123
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,176,697	6,629,733	△453,035
	小 計	6,176,697	6,629,733	△453,035
合 計		22,643,019	20,983,931	1,659,087

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額55,360千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について17,395千円（その他有価証券のその他17,395千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第35期中間会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第35期中間会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期中間会計期間 (令和元年9月30日現在)
1株当たり純資産額	361,513.47円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（千円）	76,489,381
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	76,489,381
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	23,019.33円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額（千円）	4,870,453
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	4,870,453
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

①名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

②資本金の額：324,279百万円（2019年9月末現在）

③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

①名称	②資本金の額 (2019年9月末現在)	③事業の内容
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2020年2月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年9月10日	臨時報告書
2019年11月25日	有価証券届出書
2019年11月25日	有価証券報告書
2019年12月10日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

令和元年6月26日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	藤	鉄	也	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和2年4月1日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング社債オープン（毎月決算型）為替ヘッジありの令和1年8月27日から令和2年2月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング社債オープン（毎月決算型）為替ヘッジありの令和2年2月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和2年4月1日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング社債オープン（毎月決算型）為替ヘッジなしの令和1年8月27日から令和2年2月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング社債オープン（毎月決算型）為替ヘッジなしの令和2年2月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和元年12月3日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青木 裕晃 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 鉄也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（平成31年4月1日から令和元年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和元年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成31年4月1日から令和元年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。